

「2016年 連合長野・県政への要求と提言」

1. 2015年度の県知事への『県政要請』

2016年3月18日に、長野県知事あて「県政要請」を提出した。7項目に及ぶ申し入れを行った。これをもって、前年11月から行ってきた部長・局長懇談から始まる2015年度の政策実現に向けた要請行動を終了した。

2. 2016年政策委員会と『産別・地域協議会の提言集約』

「第1回政策委員会」を4月14日に開催し、① 2016年度、具体的な取り組み課題、② 2016年度、連合長野政策委員会の取り組み日程を協議した。あわせて、産別・地協から政策提言を受け、課題として行政に実現を求めることとした、

「第2回政策委員会」を5月30日に開催した。

「第3回政策委員会」を、7月11日に開催した。集約された産別・地協の政策提言を、極力すべて取り入れて、県庁各部と会計局あての要請として成文化した。7月20日に行われた連合長野「第9回執行委員会」で、個別の要請内容の承認を求めた。

3. 各部及び会計局への申し入れ

早期の県予算への反映をめざし、9月定例県議会前の各部要請行動の実施を各部に求めた。

以下の日程により、各部への申し入れを行った。要請行動には、

構成組織・地域協議会の代表も同席し、職場と地域の状況を訴え、実現を求めた。

9/16～10/4 健康福祉部、林務部、建設部、農政部、企画振興部、産業労働部、教育委員会、県民文化部、会計局契約検査課、環境部環境エネルギー課、総務部行政改革課

4. 「2016年 連合長野・県政への要求と提言」と今後の取り組み

この文書は、10月4日までに県庁内の事務当局から得られた回答をまとめた。申し入れ当日、会話の中で交わされた内容は含まない。

巻末の模式図にあるように、今後以下の取り組みを行い、政策・制度要求の実現を求めている。

- ① 「長野県政への要請」（長野県知事）（12月8日）
- ② 「連合長野政策討論集会」
- ③ 構成組織・地域協議会へのフィードバック
- ④ 経済4団体との意見交換

< 目 次 >

1. 県内雇用の拡大と産業の振興 3

(1) 「長野県人口定着・確かな暮らし実現総合戦略」に係わる産業施策	3
① 「信州ものづくり生産革新事業」	3
② 「海外連携促進事業」・「グローバル新市場開拓推進事業」など	4
③ 公設試験場の設置・整備	4
④ 長野県総合 5 か年計画 2013～しあわせ信州創造プラン～との関係	5
(2) 若年労働者の育成と定着の促進	5
① 若年就業者への支援	6
② 建設業への新規入職者育成の助成制度	10
2. 長野県労働行政の充実	12
(1) 労政事務所の機能強化について	13
(2) 最低賃金改正に伴い、労働者・事業者に対する周知と支援・助成	16
(3) 「長野県の契約に関する条例」に係わる、市町村への周知と波及	18
3. 生活困窮者自立支援体制の確立と子どもの貧困対策	19
(1) 生活困窮者自立支援制度の実施体制の整備	19
(2) 「子どもの貧困」の解消に向けて、教育の機会均等を保障する支援	19
(3) 児童相談所機能の維持	21
4. 格差の拡大する社会でなく「誰にも居場所のある」包摂型の社会の構築	22
(1) 給付型奨学金制度の創設と義務・中等教育支援制度の充実	22
(2) 恵まれない家庭環境への学校側からのサポート	25
(3) 学校図書館への司書配置の確保	26
(4) 労働社会への対応	27
5. 地域医療・介護体制の確立	28
(1) 地域医療体制の確立	28
① 「地域包括ケアシステム」	28
③ 被保険者と住民の意見参画	29
(2) 介護人材の将来的確保に向けた計画の策定	29
(3) 就労看護師 200 万人体制の実現	30
(4) 介護・看護離職の実態把握と支援	31
(5) 仕事と家庭の両立に向けた保育(介護)環境の充実	32
6. 安全で快適な生活環境とまちづくり	34
(1) 公共交通を主軸においた生活圏内の交通環境の整備	34
(2) 雪害対策	35
(3) 観光立県としての拠点駅のあり方	36
(4) 県内空き家対策	37
7. 山の公益性と「信州山の日」における事業	39
(1) 「信州山の日」	39
(2) 県内森林の維持(「森林・林業基本計画」)	39
(3) 新産業・新エネルギーと地域の共生	43
8. 消費者行政(特殊詐欺の防止)	45
(1) 特殊詐欺の防止に向けて	45
9. 「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」	46
(1) 県内の事業主行動計画に関する情報の把握・公表	46
(2) 各地市町村における推進計画策定状況	47
(3) 「第 4 次長野県男女共同参画計画」に基づく施策の評価・点検	47
(4) 女性の困難解消に向けた環境整備	47
(5) 「長野県女性職員活躍推進計画」	48
10. 投票行動の促進と主権者教育	49
11. リニア新幹線・三遠南信自動車道の開通を契機とする地域開発	50
12. 地方税・財政の確保	51
(1) 市町村の新たな財政需要への対応	51
13. 県行政機構の改革計画	52
(1) 現地機関の統合再編	52
(2) NPO 育成に係わる取り組みの促進について	53
14. TPP 協定・農業振興	54
(1) 環太平洋パートナーシップ協定(TPP)について	54
(2) 食料自給率の向上と農林水産業の産業基盤の強化・育成	55
(3) 地産地消の推進とさらなる食育の充実	56
(4) 第2期長野県食と農業農村振興計画の実行について	58

求・提言課題	県側回答（冒頭の数字は回答日付）
1. 県内雇用の拡大と産業の振興	
(1) 「長野県人口定着・確かな暮らし実現総合戦略」に係わる産業施策	
「まち・ひと・しごと創生法」が 2014 年 11 月に公布、施行されています。県においても同法の総合戦略として「長野県人口定着・確かな暮らし実現総合戦略」が策定され、多くの施策が実施されているところです。 また「日本再興戦略」の実行に向け「地域再生法」も改正されました。 これについて、以下要請します。	
① 「信州ものづくり生産革新事業」	
昨年も、経済産業省が 2015 年度から展開している「カイゼン指導者育成事業」に基づいて、現場の生産性向上を図るため、地元の中小企業などに「カイゼンインストラクター」を派遣することを要請しました。 本年度から、「信州ものづくり生産革新事業」として、2 人の地域スクールのリーダー等を養成することとされています。 i. 2017 年度の地域スクールの開校に向けた受講者募集において、現状と今後の見通しを地域の中小企業団体、労働団体に適宜明らかにして進められたい。 ii. そのためにも職場の労働組合で経験を積んだ退職者、現役の労働者	(160921_産業労働部ものづくり振興課) i. 「信州ものづくり生産革新事業」については、本年度、製造業が集積している諏訪地域を先行モデルとして、NPO 諏訪圏ものづくり推進機構に対し、地域スクール開校準備のための経費を補助しています。 本年度は、9 月下旬～12 月上旬に、地域スクールのリーダー及びスタッフを、東京大学ものづくりインストラクター養成スクールに研修派遣し、カイゼン指導者養成及び地域スクール開校のための知識やノウハウを吸収いただく予定です。 その研修後、リーダー及びスタッフは、地域企業のニーズをふまえた地域スクールのカリキュラム作成等を行い、2017 年度に地域スクールを開校する予定です。 また、その地域スクールで養成した指導者を中小企業に派遣する体制も、NPO 諏訪圏ものづくり推進機構において整備される予定です。 ii. 2017 年度の地域スクール開校にあたり、現役の生産現場の中核人材を対象に受講料を補助する国の制度を活用するとともに、企業の生産現場を経験した退職者には受講料を安くすることにより、受講しやすくなるよう、NPO 諏訪圏ものづくり推進機構と協議する予定です。 また、地域スクールの受講者募集にあたり、NPO 諏訪圏ものづくり推進機構が行う周知活動に県としても積極的に支援してまいります。

がスクールを受講しやすくなるよう環境の整備と周知に努められたい。	
② 「海外連携促進事業」・「グローバル新市場開拓推進事業」など	
県内企業も生産拠点の海外進出に取り組まざるを得ない状況にあります。国内産業の空洞化としてとらえられることも多かったのですが、グローバル化や環境意識の高まりを先取りして、意識的に長野県の特徴を生かした『産業の創出』に対処せねばなりません。 i. 県は、長期の展望をもって取り組みを継続されたい。 ii. その際海外で事業展開を図ろうとする地元企業に向け、海外事業拠点における中核的労働基準（結社の自由・団体交渉権、強制労働の禁止、児童労働の廃止、差別の排除）の遵守に関し、とくに注意を呼びかけられたい。	（160921_産業労働部産業戦略室及び産業立地・経営支援課） i. 県では、官民一体となって県内経済を活性化するために、平成 24 年 4 月に策定した長野県国際戦略に基づき、海外市場の調査・情報収集や、成長期待分野における販路開拓・拡大等に長期展望を持って取り組んできているところです。 また、本県を取り巻く国際的な社会経済情勢の変化や課題を踏まえ、現在、新たな戦略プランの策定を進めていますが、このプランにおいても、引き続き官民一体となって、成長する海外市場の活力を取り込むべく、取組の検討を行っています。 ii. 県では、海外へ積極的に展開しようとする企業の販路開拓を支援するため、マーケティング支援センターを通じ、海外展示会への出展や、海外における商談会等の支援を行っているところです。 様々な機会を通じ、海外駐在員や J E T R O とも連携しながら、企業が事業展開しようとする国の外国人就業規則、在留許可、現地人の雇用義務等に関する情報提供を行っていきます。
③ 公設試験場の設置・整備	
国際競争力を有するものづくり産業の振興のために、時代に合った最新の検査に耐える公設の工業試験機関の設置が急務です。 昨年も県に要請したところですが、過	（160921_産業労働部ものづくり振興課） 県工業技術総合センターは、工業系 4 試験場を統合して設立した経過から、「技術分野特化」の 4 技術部門体制（材料技術部門（長野市）、精密・電子技術部門（岡谷市）、環境・情報技術部門（松本市）、食品技術部門（長野市））で全県対応しており、「健康・医療分野」、「環境・エネルギー分野」、「次世代交通分野」、「食品分野」などの成長期待分野の新たな研究開発に取り組む企業の技術課題解決を支援しています。

去の統合の経過から4技術部門体制とされ、長野市2カ所、松本市、岡谷市に試験機関が設置されており、上伊那・下伊那地域においても試験機関の設置が必要です。 i. 全県における産業振興を展望し、適切な試験機関設置に向け取り組まれない。	下伊那地域では、平成28年5月に策定した「長野県航空機産業振興ビジョン」の具現化を図るため、アジアの航空機システム拠点の形成を目指し、国、県、地域が連携して、旧飯田工業高校跡地を活用して拠点整備を進める予定です。この拠点の中に、県工業技術総合センターの専門機能の設置を検討してまいります。 これまで上伊那地区・下伊那地域に関しては、技術形成センター（飯伊工業技術センター（飯田市）、伊那技術形成センター（伊那市））に地域ニーズの高い試験・測定の機器を整備するなどの支援をしているところですが、工業技術総合センターでは、企業への研究員の派遣や現場技術相談など利用性の向上に一層努めてまいります。
④ 長野県総合5か年計画2013～しあわせ信州創造プラン～との関係	
か年計画である「しあわせ信州創造プラン」の計画期間は、残り2年を切っていますが県民の目からは、計画の進捗状況がわかりづらいのが実情です。中間検証を県民に示す必要があるはず。 i. 「まち・ひと・しごと創生法」による「市町村創生戦略」を各自治体が独自に計画している現状で、県の戦略である「信州創生戦略」が県内自治体戦略と、どの様にリンクしているのか明らかにされたい。 ii. さらに、県による調整を図られたい。	(160920_企画振興部) 【しあわせ信州創造プランの進捗状況について】 ○ 毎年度、「しあわせ信州創造プラン」の政策評価報告書を公表し、県議会にも報告しています。 ○ 数値目標の達成状況に加え、主な取組の成果を図や写真を用いて示していますが、よりわかりやすくお伝えするよう努めてまいります。 【④ 県と市町村の総合戦略の関係等について】 ○ 信州創生戦略と市町村の総合戦略は、以下のとおり、方向性を共有しながら策定しました。 ● 「県と市町村との協議の場」で、県と市町村が協働して実施するプロジェクト（結婚支援、移住・二地域居住の推進、本社等の企業誘致）について検討 10 広域ごとの「地域戦略会議」で、知事（又は副知事、企画振興部長）と市町村長が意見交換して、県と市町村が連携する広域的な施策（観光、移住等）を構築 ● 10 広域ごとの「総合戦略策定研究会」で、県と市町村の担当者が、相互の検討状況や国の動向等について情報交換 ○ 平成28年度から地方創生の本格的な実行段階に入っています。市町村とともに「オール信州」で推進してまいります。
(2) 若年労働者の育成と定着の促進	
これからさらに少子化が進む中、高校教育を終了して地域に就職する若年の労働者に対する期待は大きいのですが、県内に就職先が少ない、あるいは希望	

する処遇が得られないことなどで県外に職を求める若年労働者も少なくありません。

また、高校側にも地元企業に対する知識が少ないこともあり、就職指導が県内に目が向かないことが指摘されています。

職業科を持つ高校では、新たな課程を設けるなどの施策が各校で行われていますが、高校教育が優れたものであっても、地域の産業と結びつきがなければなりません。

① 若年就業者への支援

1. 工業高校の設備更新計画の策定と促進

工業高校の就職内定率の高さは特筆すべきものがあります。長野県が他県に比して工業科を持つ高校が多いことは、県内のものづくり産業の期待の高さを物語っています。

ところが、近年の技術の進化による機器の高額化もあり、実習で使用する設備機械の更新が進んでいません。

i. ついては、昨年も要請したとおり、工業高校の保有する実習用機械をリストアップし、その更新計画を策定し、産業教育設備予算を拡充されたい。

ii. また、県内及び地域の商工団体にも技能実習教育の重要性を訴え、機器更新のための基金の造成に取り組まれたい。

(160921_教育委員会事務局高校教育課)

○ 産業教育設備は、産業教育設備台帳により管理しており、学校からの要望を踏まえ、緊急性や必要性を考慮し、更新・修繕を行い、専門高校の教育効果の向上に努めてまいりました。

○ 平成 26 年度に国庫補助制度が廃止されてからは、県単独事業として予算化してきました。限られた予算の中で、基本的な技能の習熟や専門的な知識の習得に必要な不可欠な設備を厳選し、できる限り各学校の要望に応えられるよう努めてまいります。

(参考)

◆産業教育設備費のうち、備品の予算額

年度	H24	H25	H26	H27	H28
備品予算額(千円)	13,360	366,770	15,263	15,132	14,892

※ H25 は補正(358,476 千円)を含む

※ H26 に国庫補助制度が廃止

◆各学校からの産業設備更新要望状況

H27 年度 212 品目 932,390 千円

H28 年度 221 品目 938,072 千円

◆整備状況

H27 年度 トラクター(佐久平)、バックホー(更農・南農)、簡易浴槽(上田千曲)、トランシット(上農)、運搬車(塩尻)、耕うん機(南農)、複写機(須園)、ミシン(屋代南・丸子・諏訪実)、冷凍冷蔵庫(丸子)、果樹専用管理機(下農)、万能製図台(立志館)、オシロスコープ(長工)、刈取機(富士見)、

	H28 年度　＜実績＞純水製造装置(岡谷工業) ＜予定＞　スピードスプレイヤー(上農)、消毒機(須園)、万能製図台(長工・池工)、のこ盤(上田千曲)、卓上旋盤(佐久平)、結束機(南農)																	
2. 工業科の技能検定への支援																		
全国工業高等学校長協会が実施している「ジュニアマイスター顕彰制度」は、多くの工業高校生の目標になっていますが、2015 年度の1校あたり認定数は、長崎県の 60.2 件に対し和歌山は 2.5 件となっており、学校ごと、地域ごとに取り組みに大きな差があります。長野県も近年は近隣他県に後れを取っているのが現状です。 工業高校において、生徒の技能検定受検を促し、指導にあたる教員を確保するとともに、訓練のために必要な実習設備の補充を進められたい。		(160921_教育委員会事務局高校教育課) 生徒の技能検定受検につきましては、教学指導課内に設置されているキャリア教育支援センターにおいて、「若年技能者人材育成支援等事業」として、厚生労働省が認定する「ものづくりマイスター」を高等学校へ講師として派遣する事業を周知しています。 また、本県独自の事業として実施されている、信州ものづくりマイスターを高等学校に講師として派遣する「信州ものづくり未来塾事業」(長野県産業人材育成センター)等を学校現場にも周知し積極的な活用を促しているところです。 各工業高校においては、ジュニアマイスター顕彰制度認定者数の増加を目指し、資格取得への意識の啓発と計画的な指導体制の推進を進めています。 ○ ジュニアマイスター顕彰制度認定者数 2015年　ゴールド37　シルバー85 2014年　ゴールド38　シルバー63 2013年　ゴールド39　シルバー73 指導に当たる教員の確保につきましては、技能検定に合格しやすい年齢(20 歳代から 40 歳前後)の教職員に呼びかけ人材育成を図ってまいります。 産業教育設備は、学校からの要望を踏まえ、緊急性や必要性を考慮し、更新・修繕を行い、専門高校の教育効果の向上に努めてまいりました。 基本的な技能の習熟や専門的な知識の習得に必要な不可欠な設備を厳選し、できる限り各学校の要望に応えられるよう努めてまいります。 (参考) ◆産業教育設備費のうち、備品の予算額 <table><tr><td>年度</td><td>H24</td><td>H25</td><td>H26</td><td>H27</td><td>H28</td></tr><tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr></table>					年度	H24	H25	H26	H27	H28						
年度	H24	H25	H26	H27	H28													

	<table><tr><td>備品予算額(千円)</td><td>13,360</td><td>366,770</td><td>15,263</td><td>15,132</td><td>14,892</td></tr></table> ※ H25 は補正(358,476 千円)を含む ※ H26 に国庫補助制度が廃止 ◆各学校からの産業設備更新要望状況 H27 年度 212 品目 932,390 千円 H28 年度 221 品目 938,072 千円 ◆整備状況 H27 年度 トラクター(佐久平)、バックホー(更農・南農)、簡易浴槽(上田千曲)、トランシット(上農)、運搬車(塩尻)、耕うん機(南農)、複写機(須園)、ミシン(屋代南・丸子・諏訪実)、冷凍冷蔵庫(丸子)、果樹専用管理機(下農)、万能製図台(立志館)、オシロスコープ(長工)、刈取機(富士見)、 H28 年度 <実績> 純水製造装置(岡谷工業) <予定> スピードスプレイヤー(上農)、消毒機(須園)、万能製図台(長工・池工)、のこ盤(上田千曲)、卓上旋盤(佐久平)、結束機(南農)	備品予算額(千円)	13,360	366,770	15,263	15,132	14,892
備品予算額(千円)	13,360	366,770	15,263	15,132	14,892		
3. 卒業生に対する高校のカウンセリング体制							
職業科をもつ各高校にあっては、地元企業に就職した卒業生の定着をさらに促進するため、卒業生の就職先企業の就労実態、離職状況などの情報収集・情報提供をさらに強化するとともに、卒業生に対する高校のカウンセリング体制を強化された	(160921_教育委員会 教学指導課)						
高校では、卒業生に対する「就職相談窓口」を常時設置し、就職を希望しながらも未就職のまま卒業する生徒や卒業後の離職者を含め支援を行っています。就職未決定のまま卒業した生徒に対しては、6月まで新規高卒扱いとして就職指導を行っています。							
4. 「安全衛生の保持」について実習指導							
職業科の実習において、3S(5S)運動を基本とする「安全衛生の保	(160921_教育委員会 教学指導課)						
学習指導要領において、実験・実習を行うに当たっては、学習指導要領に関連する法規等に従い、施設・							

持」について、指導を徹底されたい。	設備や薬品等の安全管理に配慮し、学習環境を整えるとともに、事故防止の指導を徹底し、安全と衛生に十分留意しています。特に工業科では、化学工業、材料技術、セラミミック、繊維などに関する「実習」において、排気、廃液などの処理についても十分留意するものとされており、これに基づいて安全で衛生的な実習を行っています。
5. 若者が長野県にUターンできる環境づくり	
高校を卒業後、多くの学生が県外に進学してしまうが、卒業後に地元に戻ってこられる雇用環境の整備について、長野県として一層尽力されたい。	(160921_産業労働部労働雇用課) 現在、県内高校卒業者における大学等進学者のうち7割を超える者が県外の大学等に進学しています。 また、県外大学等に進学した学生のうち県内企業に就職した者の割合（Uターン就職率）は、ここ数年減少し、平成27年3月卒業者については、38.0%に留まっております。 就職活動スケジュールの頻繁な変更の影響もあり、県内企業の魅力や信州で暮らすことの長所などを十分認識しないまま、就職活動に臨んでいる学生も多く、これは本人や地域社会にとって、大変残念なことと考えています。 県では、学生に対する情報提供を目的として、全国の大学とUターン就職促進協定の締結を進めており、現在の協定校は37校となっています。 また、今年度、学生向けの就職情報等を提供するためのポータルサイトを構築し、従来から市町村や各団体等がバラバラに発信していた情報を一本化して学生や大学に届けられる仕組みづくりに取り組んでまいります。 併せて、高校生や就職活動前の学生を対象に、県内企業の魅力をアピールする業界研究会も今年度初めて開催いたします。 さらに本年5月には、「信州でインターンシップ応援補助金」の制度を創設し、県外学生が県内企業でのインターンシップに参加する際の交通費・宿泊費の助成を始めました。 また、明治大学等と連携した、早期キャリア教育と組み合わせたインターンシップ・モデル事業の実施にも取り組んでおります。 インターンシップは、企業を知っていただく、またとない機会であり、こうした取組を進めることで学生の県内就職を一層促進してまいります。 さらに、若者の就業支援機関であるジョブカフェ信州の銀座サテライトを銀座NAGANO4階の移住・交

	流センター内に新たに開設し、首都圏の学生の拠り所として、企業研究や就活の進め方等を相談できる窓口とする予定です。（10 月中を予定） 毎年2月に、県と労働局が経済団体を訪問して、新規学卒者の採用拡大への配慮を要請しているところですが、これからも県として地元・信州での就職を一層促進してまいりたいと考えております。
6. 若者の県外流出について	
昨年、県内大学進学者のうち83%が県外へ進学しており、県内高校出身者の県内大学等への入学促進を図るため、県内大学等の魅力と収容力を高め、進路の選択肢を広げる必要があると回答いただいた。 4年生大学の設置のない飯田・下伊那地区において、信州高等教育支援センターの支援を含め、大学・専門学校などの開校で若者の他県への流出を防ぎ、他県からの流入につながる施策を、リニア開通の時期に先駆けて検討されたい。	（161004_県民文化部私学・高等教育課） 県では、県内外から人材が集まる魅力ある学びの場の創出と学生の県内就職促進のための支援を行うため、本年4月に「信州高等教育支援センター」を設置して高等教育の充実を図る体制を構築しました。また、5月には「長野県高等教育振興基本方針」を策定し、既存の県内大学にはない学部や大学院を設置し人材定着につながる取組を行う大学等を支援するなど県内高等教育機関の魅力と収容力を高めてまいる所存です。
② 建設業への新規入職者育成の助成制度	
現在、建設労働者の人手不足が指摘されています。たまたまオリンピック・パラリンピックというイベントがあるためではなく、長期にわたって入職者が減少し高齢化が進んでいるからです。 東北大震災の災害復興のために顕在化したことを思うとき、頻繁に災害に見舞われる県内において何らかの対策が急がれます。 長野県契約審議会においても常に指摘され、入札の評価において配慮が行われているところですが、県の契約にとどまる問題ではありません。	
i , 建設業の新規入職者育成への助成制度を創設されたい	
長野県に本店事業所を有する中小企業で長野県に居住する若年技	（160916_建設部技術管理室） 建設業等に関わる新たに労働者を受け入れる助成制度としては、厚生労働省により「三年以内既卒者等採

能者を継続雇用し技能継承を行う事業者に対する助成制度の創設を検討実施されたい。	用定着奨励金」※や、建設業における人材確保・育成や技能継承を図り、建設労働者の安定した雇用等を目的とした「建設労働者確保育成助成金」が、設けられています。 県では、新たな助成は考えておりませんが、建設労働者の確保・育成と建設業の経営安定を図るため、次のような「建設業の経営安定と労働環境の整備を一体的に進める取組」を推進しております。 (1) 入札制度における取組 ① 新客観点数の加点 ・ 新規学卒者で技術者 ・ 主任技術者になりうる女性技術社員雇用 ・ 社員の子育て応援宣言の登録企業 ② 主任技術者等に若手技術者の配置を評価（総合評価落札方式） (2) 官民連携した取組（地域を支える建設業検討会議等） ① 建設系高校を対象とした就労促進事業（現場研修・実技研修（鉄筋結束・型枠設置・重機操作）等 ② 小中学生とその保護者を対象とした工事現場見学会等の開催 ③ 週休2日を確認するモデル工事の実施 等 長野労働局発表の「平成 28 年 3 月高校新卒者の求人・就職内定状況」（平成 28 年 3 月 29 日発表）では、高校新卒者の建設業への内定者数が、昨年から 15.19%の増加と、明るい兆しがみられます。 引き続き、人材の確保・育成に官民連携して取り組んでまいります。 ※「三年以内既卒者等採用定着奨励金」 学校等の既卒者や中退者の応募機会の拡大および採用・定着を図るため、既卒者等が応募可能な新卒求人の申込みまたは募集を新たに行い、採用後一定期間定着させた事業主に対して奨励金を支給します。 （平成 28 年 2 月 10 日から平成 31 年 3 月 31 日までに募集等を行い、平成 31 年 4 月 30 日までに対象者を雇入れた事業主が対象です。）
ii. 技能者を育成する技能検定など資格取得への助成制度を創設されたい。	
資格取得に係る経費の 1/2 程度とし、上限は 10～20 万円程度（民間講習機関では一定額の費用を要す	(160916_建設部技術管理室) 建設業等に関わる技能者育成（訓練、技能実習等）のための助成制度として、現在、「建設労働者確保育成助成金」や「キャリア形成促進助成金」などが厚生労働省（労働局）により設けられています。

るため)。対象資格は、建設業法、建築士法、能開法、技術士法、電気工事法など建設業全般に関わる国家資格。補助対象事業者は長野県に本店事業所を有する中小企業。補助対象技能者は長野県に居住する40歳未満程度。	県としては、新たな助成は考えておりませんが、助成金以外の支援策として、建設部関係では（公財）長野県技術センターや（一社）長野県建設業協会において、次の土木関係の資格取得・技術向上に向けた講座を開催しており、また、産業労働部では技術専門校等において、企業等に在職されている技術者等向けに、電気工事士の試験準備講習などの「スキルアップ講座」を実施しています。 引き続き、技術・技能向上のための取組を実施してまいります。 ➤ （公財）長野県建設技術センター研修等 トンネル、コンクリート橋、鋼橋、橋梁点検、道路舗装、土木地質学など ➤ （一社）長野県建設業協会 建災防講習（安衛法に係る講習）、土木施工管理技士受験準備講習会など （160921_産業労働部人材育成課） 建設業等に関わる技能者育成（訓練、技能実習等）のための助成制度として、現在、「建設労働者確保育成助成金」や「キャリア形成促進助成金」などが厚生労働省（労働局）により設けられています。 県としては、新たな助成は考えておりませんが、助成金以外の支援策として、建設部関係では（公財）長野県技術センターや（一社）長野県建設業協会において、次の土木関係の資格取得・技術向上に向けた講座を開催しており、また、産業労働部では技術専門校等において、企業等に在職されている技術者等向けに、電気工事士の試験準備講習などの「スキルアップ講座」を実施しています。 引き続き、技術・技能向上のための取組を実施してまいります。 ・（公財）長野県建設技術センター研修等 トンネル、コンクリート橋、鋼橋、橋梁点検、道路舗装、土木地質学など ・（一社）長野県建設業協会 建災防講習（安衛法に係る講習）、土木施工管理技士受験準備講習会など
2. 長野県労働行政の充実	
国の機関委任事務であった社会保険・雇用保険が厚生労働省に移されて以来、長野県の労働行政は縮小の一途をたどってきました。本来、県民のおよそ半分は雇用労働者であり、さらに充実が図られるべきであると考えます。 それまでであった「県職業安定審議会」などは、重要な位置づけを持つものでありながら職権を有さないということで廃止され、労働局にも引き継がれていません。しるかに、縮小されながらも、労政事務所の機能は全く変更されていません。	

「まち・ひと・しごと」を計画すべき県は、独自の雇用・産業政策を立案運営すべきです。

(1) 労政事務所の機能強化について

① 地域の労使を対象に、労働相談への支援や労働教育講座の開催、労働関係調査の充実に努められたい。

(160921_産業労働部労働雇用課)

○労働相談について

現在、すべての労政事務所において、専任の労働相談員が労働相談に応じているほか、労政事務所へ来所できない方の相談に応じるため、メールによる労働相談や市町村への巡回労働相談を実施するとともに、職員研修会や長野労働局との合同研修会を開催し、労働相談員の知識習得・資質向上に努めています。

また、街頭啓発や関係機関へのチラシ配布により、相談窓口である労政事務所の周知に努めています。

項目	平成 27 年度		平成 28 年度 (～8 月実績)	
労働相談	1,306 件		577 件	
メール労働相談	40 件		27 件	
巡回労働相談	48 回		7 回	
特別労働相談	14 件		7 件	

○労働教育講座について

平成 27 年 12 月のストレスチェック制度の創設に伴い、職場のメンタルヘルスをテーマとした講座を開催するなど、法改正等に対応したテーマを設定して労働教育を行っています。

講座名	平成 27 年度		平成 28 年度 (～8 月実績)	
地区労働フォーラム	10 回	629 人	1 回	48 人
心の健康づくりフォーラム	4	319	4	291
人権啓発講座	7	759	1	60
新社会人ワーキングセミナー	53	3,171	7	143
労務管理改善リーダー研修会	12	402	0	0

○労働関係調査について

・賃上げ等調査、賃金実態調査については、労政事務所にて回収業務を担っており、督促等を行うことで回収率の上昇に努めています。

・調査結果については、労働ながのやホームページへの掲載などにより、労使団体への周知を図っていま

	す。 ・引き続き調査方法等についての検討を行うなど、各種調査がよりよいものとなるよう努めています。
② 職安・労基署・ポリテクセンター・技術専門学校など、地域の労働行政と連携協定を締結し、国の行う労働行政を補完するとともに、雇用対策法にもとづく公的職業訓練への誘導を円滑に行われたい。	(160921_産業労働部労働雇用課) 県では、昨年3月、長野労働局長と知事の間で「長野県雇用対策協定」を締結いたしまして、これに基づき毎年度、労働局・県共通の事業計画を策定するとともに、共通の事業目標を設定して事業の進捗管理を図ることとしております。 また、これら事業計画の検討や施策の相互理解のため、年2回、労働局各部と、労働雇用課、人材育成課、他の関係部局を含めた県担当課との連絡会議を開催し、緊密な連携を図っているところです。 さらに、ジョブカフェ信州や、各地方事務所に設置した「障がい者・女性就業支援デスク」等では、県民からの個別の相談に対応して、ハローワーク等と連携して、職業訓練事業への橋渡し等を行っております。 今後とも、より連携を密にして、きめ細やかに対応してまいりたいと存じます。 【参考】 ○ 雇用対策法(昭和41年7月21日法律第132号) (国の施策) 第四条 国は、第1条第1項の目的を達成するため、前条に規定する基本的理念に従って、次に掲げる事項について、必要な施策を総合的に講じなければならない。(中略) 2 各人がその有する能力に適し、かつ、技術の進歩、産業構造の変動等に即応した技能及びこれに関する知識を習得し、これらにふさわしい評価を受けることを促進するため、職業訓練及び職業能力検定に関する施策を充実すること。 ※ 雇用対策法、職業能力開発法等の規定に基づき、国ポリテクセンター、県技術専門学校等において、求職者向けの公的職業訓練を実施。
③ 県内各企業に正社員登用制度の導入支援等、不安定雇用から安定雇用への転換と良質な雇用の確保に向けた対策に取り組まれない。	(160921_産業労働部労働雇用課) 不安定雇用から安定雇用への転換と良質な雇用の確保の一環として、「職場いきいきアドバンスカンパニー」認証制度を平成27年7月に創設し、県内企業に認証取得の働きかけを行っています。 「職場いきいきアドバンスカンパニー」認証とは“働きやすく働きがいのある職場”として就業規則、賃金体系、キャリアアップ等の雇用制度が整備され、正社員登用制度や短時間正社員制度といった多様な働き

	方や非正規社員の処遇改善を実践している企業を県が認証する制度であり、現在 28 社を認証しています。 （平成 28 年 9 月現在） 働きかけに際しては、国の助成金（正社員転換コース、多様な正社員コース等）についても周知することで企業の支援を行っています。 また、正社員就職に向けた取組みとしては、昨年 11 月にも、県と労働局が経済団体を訪問して、新規学卒者の採用拡大への配慮を要請したところです。 さらに、未就職者や非正規雇用の若者を中心に、職場マナーやPCスキルなど座学による基礎研修と企業での実務研修を一連の研修として行い、正規雇用につなぐ取組みを進めており、これまでに290人を超える正規雇用を実現しています。 若者の仕事探しの支援拠点であるジョブカフェ信州では、昨年度約750人を正社員につなげており、今年度は東信地区への相談拠点の増設や、南信地区の出張相談の強化などで、正社員を目指す若者の相談体制の強化を図っております。
④ 法改正への対応が求められる 2018 年 4 月には、無期労働契約への転換に関して、雇止め等のトラブルが想定されるため、企業・労働者への周知、相談窓口の設置等の対策に取り組まれない。	最短 平成25年（2013年）4月 平成30年（2018年）4月 1年 → 1年 → 1年 → 1年 → 1年 → 1年 → 無期労働契約 ↑ 締結 ↑ 更新 ↑ 更新 ↑ 更新 ↑ 更新 ↑ 更新 ↑ 申込 ↑ 転換 通算5年を超えて契約更新した労働者が、その契約期間中に無期転換の申込をしなかったときは、次の更新以降でも無期転換の申込ができる。 1年 → 1年 → 無期労働契約 ↑ 更新 ↑ 申込 ↑ 転換 （160921_産業労働部労働雇用課） 企業・労働者への法改正の周知については、国と連携しパンフレット等の配布を行うほか、当課発行の機関誌「労働なのがの」や県ホームページへの掲載、労働教育講座での説明などを通じて取り組んでまいります。 また、相談窓口を担当する労働相談員の知識習得のための研修等にも取り組んでまいります。 【労働契約法 18 条】 同一の使用者との間で、有期労働契約が通算で 5 年を超えて反復更新された場合は、労働者の申込により、無期労働契約に転換されます。 ※ 通算契約期間のカウントは、平成 25 年 4 月 1 日以後に開始する有期労働契約が対象です。平成 25 年 3 月 31 日以前に開始した有期労働契約は通算契約期間に含まれません。

⑤ 中小・小規模事業場に対して、安全衛生教育の実施等、安全意識向上に努めるよう支援されたい。

(160921_産業労働部労働雇用課)

安全意識向上に関する支援として、長野県産業安全衛生大会の後援、労働教育講座での安全衛生教育や労働相談を通じて事業主、労働者への支援を行っております。

【長野県産業安全衛生大会】

日時：平成 28 年 7 月 4 日

場所：佐久市佐久平交流センター

次第：表彰式

事例発表（メンタルヘルスに関する取組み）

講演（止める安全、止めない工夫）

【労働教育講座実施状況（平成 27 年度）】

講座名	回数	受講者	内容
地区労働フォーラム	10 回	629 人	・安全衛生行政をめぐる諸課題 ・過重労働に関する裁判事例や労災認定基準から考える労務管理 他
労務管理改善リーダー研修	12 回	402 人	・労働法改正と人事管理の注意点 ・労務管理の留意点について 他
心の健康づくりフォーラム	4 回	319 人	・法改正で変わるメンタルヘルスケア ・職場のストレスチェック 他

【労働相談の状況】

相談項目	平成 27 年度	平成 28 年度 （～8 月実績）
労働相談総数	1,306 件	577 件
内 安全衛生に関する相談	9 件	2 件

今後も関係機関と連携し安全意識向上に努めるとともに、法改正等に対応したテーマの労働教育講座の開催により中小・小規模事業場を支援してまいります。

(2) 最低賃金改正に伴い、労働者・事業者に対する周知と支援・助成

先日、「長野地方最低賃金審議会」の決定により、長野県最低賃金が 24 円引き上げられ、10 月 1 日より時間額 770 円となります。

審議の過程で、24 円引上げに伴う影響率がことのほか大きいとされたことから、使用者団体を代表する一部の委員の賛成が得られない異常な事態となりました。確かに最低賃金引き上げによる影響率の高さは、最低賃金法が罰則を伴う強行法規であることから、法の円滑な執行について危惧させることとなっています。長野県は産業の健全な育成と雇用の安定を図る立場から、以下についてご尽力いただけるよう要請します。		
① 新しい最低賃金の施行に先立って、県内各地域の労働者、事業者には、新最低賃金の実効確保に努められたい。 ② 最低賃金引き上げの実施にあたって特に配慮を要する中小企業、中小企業団体には、国によって各種の支援策が講じられているところであり、その適切な利・活用の促進にむけた事業者団体への斡旋仲介に取り組まれたい。	(160921_産業労働部労働雇用課) 最低賃金はすべての労働者が対象となり、その引上げは賃金の低い労働者にとって、直接所得の向上に結びつく大変重要なものと認識しております。 今年 10 月から適用予定である長野県の最低賃金は 770 円で、現行から 24 円の引上げとなっております。 最低賃金の引上げに際しては、中小企業支援対策費補助金（業務改善助成金）制度の拡充や、社会保険労務士・経営コンサルタントなどの専門家が経営面と労働面の相談等に応じる窓口の設置など、国において中小企業への各種支援策が講じられているところです。 県としても、資料の配布や「労働ながの」、ホームページへの掲載などにより、事業者に対して改定額及び各種支援策の周知を図るとともに、問合せがあった際は、担当する機関へ適切に案内するなど、国等と連携しながら取り組んでまいります。 ○ 各種支援策（抜粋）	
	支援策	支援内容
	業務改善助成金制度	中小企業・小規模事業者の生産性向上を支援し、事業場内最低賃金の引上げを図るための制度 長野労働局賃金室
	最低賃金ワン・ストップ無料相談	中小企業事業主からの賃金引上げに向けた経営・労務管理に関する相談に対して、経営・労務管理の専門家によるアドバイスと専門家派遣を行う 長野県最低賃金総合相談支援センター（長野労働局雇用・環境均等室）
	小規模事業者持続化補助金制度	小規模事業者のビジネスプランに基づく経営を推進するため、商工会等と一体となって経営計画を作成し、販路開拓に取り組む費用を支援する制度 長野県商工会連合会

(3)「長野県の契約に関する条例」に係わる、市町村への周知と波及	
「長野県の契約に関する条例」が施行後2年を過ぎ、当初の「県の契約に関する取組方針」具体化作業も、契約審議会における2年の検討と協議を経て、一部の建設事業において、公共工事設計労務単価の87.5%を基準とする適正な労働賃金の支払を評価する取り組みが始まります。この基準は特に高額な工賃を定めたものではなく、県発注工事における実態調査結果を基にしたものです。出席した業界団体代表を含む中で出席委員の全員の合意によって決定されました。また、印刷物の製造委託についても、各工程に分けて積算し、最低制限価格制度の検討を行うこととなりました。 昨年も県内の公共施設、土木の発注に対する影響力を高めるべく、県に要請を行ったところですが、「発注者協議会」において、県の施策を報告し、情報提供を図っているところのご回答でした。	
① 県は、新しい入札制度の実施後の状況も含めて、入札状況を県内市町村に明らかにされ、県内の公共土木、建設事業に従事する労働者の労務管理、保険制度を含む処遇の平準化を図られたい。	(160921_会計局契約検査課) 【現状】 ○ 取組方針など契約に関する重要事項については、長野県契約審議会で調査審議することとしており、27年度4回、本年度既に2回契約審議会を公開で開催しています。さらには、審議会資料や議事録は県の公式ホームページで公表し、市町村も含め広く周知を図っています。 第2回契約審議会では、これまでの県の入札等の実施状況を報告しました。 【回答】 ○ 県では、さらに公共工事を担当する市町村と毎年、担当者を集め「発注者協議会」を開催し、県の入札制度、国の動向などの情報提供を行っています。引き続き、情報提供に努めていきます。
② 県社会保険労務士会が公契約締結にあたって提案している、「労働条件審査」制度の導入を市町村に対して働きかけられたい。	(160921_会計局契約検査課) 【現状】 ○取組方針では、「県の契約の履行に係る業務に従事する労働者の賃金が適正な水準にあることなどの労働環境が整備されていること」を掲げ、取り組んでいます。 具体的には、 ・建設工事において、労働賃金の支払の実態を検証しつつ、適正な労働賃金の支払を評価する総合評価落札方式等を試行する ・庁舎等の清掃業務及び警備業務において、適正な賃金水準を確保するため、実態調査を実施し、最低制限価格又は低入札価格調査制度を導入、拡大する

	○ また、県の契約すべてにおいて、社会保険加入を入札参加資格の付与要件とすることを実施したところです。 【回答】 ○ 県においては、契約条例の理念の実現に向け、契約を活用した労働環境整備の施策を取組方針に掲げ、進めているところです。 なお、「労働条件審査」制度の導入については、市町村への働きかけまでは、今のところ予定していません。
--	--

3. 生活困窮者自立支援体制の確立と子どもの貧困対策

実施主体は、主に市町村にあると考えられますが、以下の点に十分な配慮がされるよう、市町村とも協力して進められたい。

(1)生活困窮者自立支援制度の実施体制の整備

生活困窮者をその個々の事情、状況等に合わせ包括的・継続的に支えていくため、生活困窮者自立支援制度（以下、新制度）の実施体制の整備をさらに進める必要があります。 ① 生活困窮者自立支援法の任意事業が必須事業とともに実施されるよう、地域における生活困窮者、貧困家庭の子どもの実態を十分に把握し、それぞれのニーズに応じた支援を確実に行われるよう配慮されたい。 ② 保健、医療、住宅、経済など関係部署の緊密な連携による横断的な新制度の実施体制を構築されたい。	（160916_健康福祉部地域福祉課） ① 長野県は、全国と比較して多くの自治体で任意事業に取り組んでいます。 H28.4 任意事業（4事業）実施割合 長野県54% 全国37% 平成28年度は、任意事業の「就労準備支援事業」について、市における取組の推進を図るため、共同実施を希望する市を募り、県と市で共同で実施しています。 「子どもの学習支援事業」については、郡部における生活困窮家庭の子どもの学習支援のニーズを調査した上で、平成29年度の事業化に向け検討しています。 今後もニーズに応じた必要な支援が行われるよう取り組んでまいります。 ② 県では、「生活就労支援センター広域連絡会議」を県内各地及び県全域で開催し、地域における関係機関との横断的な連携や、支援水準の向上を図っております。
--	--

(2)「子どもの貧困」の解消に向けて、教育の機会均等を保障する支援

一人親世帯では、親の低所得と長時間労働によって、子どもが病気になってもお金が無い事や仕事を休めない事で病院にいけない現状が報告されています。

義務教育・中等教育を通じて、子どもは社会で育てることの発信に努められたい。	
① 地域における貧困家庭の子どもの実態を十分に把握し、経済的支援を含めた必要な支援を迅速かつ積極的に行い、子どもに対する教育の機会均等の確保に努められたい。	(161004_県民文化部県民文化部次世代サポート課) 平成28年3月に、子どもの貧困対策に特化した計画として「長野県子どもの貧困対策推進計画」を策定しました。 この計画を策定するに当たり、県内のひとり親家庭の実態を把握するため、児童扶養手当受給資格者を対象に「ひとり親家庭実態調査」を実施し、9,350世帯（回収率49.8%）から回答をいただいたところです。 また、子どもの声を計画に反映させるため、県内のひとり親家庭、児童養護施設や里親の下で暮らす小学校4年生から18歳までの児童を対象に「子どもの声アンケート」を実施し、4,754人から回答をいただきました。 これらの調査の結果を踏まえて、課題を次の3つに整理しました。 課題1 家庭の養育環境が充分ではない 課題2 多様な教育資源が選択できない 課題3 要支援家庭の孤立 また、これらの課題に対応するため、3つの重点的な取組を整理し、貧困状況にある家庭の子どもと保護者を丸ごと包み込むような支援に取り組んでまいります。 取組1 家庭養育の補完の仕組みづくり （例）信州こどもカフェの設置（H28～学習支援、食事提供、相談対応） 信州パーソナル・サポート事業（自立促進のための寄り添い型支援） 取組2 子どもの希望を実現できる学びの支援 （例）給付型奨学金の創設（H27～、H28～） 児童養護施設退所者等に対する自立支援資金貸付（返還免除型）（H28～） 高等学校等授業料の軽減、高等学校奨学のための給付金 私立専門学校授業料の軽減 取組3 要支援家庭の孤立化の防止 （例）スクール・ソーシャル・ワーカーの拡充（H27：8人分→H28：18人分）（予算ベース） 信州母子保健推進センター、子ども支援センターの設置（H27～）

児童相談所広域支援センターの設置（H28～）	
② 「貧困の連鎖」を防止すべく、就学援助制度における準要保護者の対象水準の引き下げを行わず、同制度を維持・拡充されたい。	（160921_教育委員会事務局義務教育課） ○ 学校教育法第 19 条で、「経済的な理由により就学困難と認められる学齢児童生徒の保護者に対して、市町村（学校組合）は、必要な援助を与えなければならない」とされており、各市町村（学校組合）で制度を設け、就学援助を行っています。 準要保護者に係る援助の財源は、地方交付税等により市町村に措置されているため、必要な援助を行うための十分な財政措置を講ずるよう国へ働きかけてきたところであり、今後も引き続き働きかけてまいります。 ○ 平成 25 年 8 月からの生活保護の基準額の引下げに伴い、準要保護の認定基準に影響が出るのが危惧されたことから、「他制度にできるだけ影響が及ばないよう対応する」との政府の方針が出されており、昨年 4 月、11 月に県教育委員会からも市町村教育委員会に対し影響が出ないように対応いただくよう要請したところです。 県内においては、各市町村の対応により、生活扶助基準の見直しによる影響は生じていない状況です。今後も影響が生じないよう、継続して市町村に要請してまいります。 ○ 就学援助制度の周知については、文部科学省でも昨年 10 月、ホームページに「就学援助ポータルサイト」を開設するなど取り組んでおり、援助の必要な児童生徒の保護者に対し漏れなく就学援助が実施されるよう、引き続き市町村に要請してまいります。
③ 生活困窮者自立支援制度の学習支援事業などの任意事業を積極的に実施されたい。	（160916_健康福祉部地域福祉課） 「子どもの学習支援事業」については、郡部における生活困窮家庭の子どもの学習支援のニーズを調査し、平成 29 年度の事業化に向け検討しています。
（3）児童相談所機能の維持	
児童虐待相談対応件数は、年々増加していることが伝えられています。 子どもが犠牲となる痛ましい事件を防ぐためにも、児童虐待は社会全体で解決すべき重要な課題です。市町村に既に設置されている、要保護児童対策地域協議会の機能は、児童相談所をはじめとする構成機関との連携強化があつてのことです。	
① 児童虐待防止法の周知を図り、通告義務（児童福祉法第 25 条）に対し、より	（161004_県民文化部県民文化部こども・家庭課） 県内児童相談所における平成 27 年度の児童虐待相談対応件数は、1,761 件で、平成 2 年度に統計を取

一層の啓発、広報の徹底を図られた い。	り始めて以来、過去最高を更新しています。 相談対応件数が増加している理由としては、関係機関や県民が虐待を受けたと思われる児童を発見した場合、速やかに児童相談所へ通告するという意識が高くなっていることが考えられます。 児童虐待防止には関係機関の連携を円滑化することが必要であり、市町村職員、児童相談所職員向けの児童虐待防止に関する研修会を実施する等、連携強化を図るとともに、県民の関心を一層高めるため、民間団体とも連携して、児童虐待防止月間（11月）を中心とする広報啓発活動を行ってまいります。
② 相談対応件数に応じ、児童相談所へ、必要な職種の適切な人的配置を図られたい。	（161004_県民文化部県民文化部こども・家庭課） 児童相談所の職員体制については、近年、相談対応件数の増加とともに、児童相談所の繁忙度が急速に増している状況にあることから、児童福祉司や児童心理司などの職員体制については、県全体が職員削減に取り組む中、平成22年度83人から平成27年度は90人へと徐々に増員するなど体制の強化を図ってきたところです。 また、児童相談所が日常的な虐待相談対応等に集中できる体制を確保するとともに、社会的養護の最重要課題である里親委託を推進するため、各所の特殊困難な事例対応・専門業務等を分担・支援する「児童相談所広域支援センター」を平成28年4月設置したところです。 今回の法改正を踏まえて、児童福祉士の増員を行うなど、体制の強化に努めてまいります。
4. 格差の拡大する社会でなく「誰にも居場所のある」包摂型の社会の構築	
（1）給付型奨学金制度の創設と義務・中等教育支援制度の充実	
大学生の二人にひとりが奨学金を利用している現在、奨学金返済に追われる重荷が、貧困にとどまらず、結婚できない状態をもたらし、少子化問題にも結びついています。その要因として、大学の学費の高騰に加え、不安定雇用や低賃金労働の拡大などが密接に関わっています。誰にでも挑戦できる環境と将来について夢を持てる社会へと、転換を目指さねばなりません。	
① 現状を考慮し、給付型奨学金制度を導入されたい。	（161004_県民文化部県民文化部こども・家庭課） 本県では、意欲や能力が高いにもかかわらず、経済的な理由で大学・短大への進学が困難な生徒を支援するため、入学金、受験料等を上限30万円まで支援する「県内大学奨学金給付事業」を平成26年度から開始しました。 また、平成27年度からは、児童養護施設への入所措置又は里親への委託措置を受けていた学生の高等教育機関への進学を支援するため、「飛び立て若者奨学金」を創設し、在学期間中月額5万円の奨学金を給付

	しています。 更に、平成 27 年度に実施した「ひとり親家庭実態調査」や「子どもの声アンケート」などにより、ひとり親家庭や貧困世帯の大学等への進学に当たっての経済的負担の大きさが改めて把握されたことから、平成 28 年度からは、「県内大学奨学金給付事業」の給付対象者に対して、大学・短大における修学のための経費に充てるため、理系年 25 万円、文系年 15 万円の奨学金を給付する「県内大学修学のための奨学金給付事業」を創設したところです。 県としては、県内高等学校や大学・短大の学生相談窓口との連携によりこうした制度について周知し、これら制度の活用による教育に伴う経済的負担の軽減を通じて、「すべての子どもが学びたいことを学ぶことができる」ように努めてまいる所存でございます。 なお、国においては、給付型の奨学金の導入について検討を開始しております。その検討状況を注視するとともに、給付型奨学金の早期の制度化を国に対して求めてまいります。
② 高等教育に限らず義務・中等教育においても、教育費負担の軽減を図る措置を講じられたい。	(160921_教育委員会事務局 義務教育課、高校教育課) 1 学校徴収金について ○ 県教育委員会では、平成 22 年 4 月に、学校徴収金の適正な運用と保護者の負担軽減を図ることを目的として、「学校徴収金の基本的な考え方について」を取りまとめ、それをもとに市町村教育委員会に対して小中学校における学校徴収金の見直しについて指導・助言をするよう依頼し、県立高校には直接周知したところです。 ○ その中で、学校徴収金の基本的な考え方として、保護者への説明を十分行うとともに保護者の負担軽減を可能な限り図ること、同一市町村内の小中学校にあっては保護者負担に著しい差が生じないように努めること、学用品等の有効利用や再利用の立場から、リデュース・リユース・リサイクルを一層推進すること等を示したところです。 ○ また、市町村教育委員会及び県立高校に対しても、保護者負担の軽減の立場から、この「考え方」に示した「保護者への説明責任」「必要最小限の額の徴収」「適切な方法による管理」の基本原則に則って対応し、具体的な取組を推進するよう働きかけをしているところです。 ○ 更に、今後はそれぞれの学校で、例えば保護者の方を交えて負担の軽減について意見を交換する機会を設けるなどの取組が進むように、市町村教育委員会や校長会に働きかけていきたいと考えております。

सु.

2 高校生に対する教育費の負担軽減について

○授業料の就学支援金や高校生等奨学給付金など様々な制度により、きめ細かに対応しています。

参考

(1) 高校授業料の就学支援金

- ・平成 22～25 年度は国の制度により授業料は不徴収（無償）。
- ・平成 26 年度入学生から、授業料は原則徴収に改められたが、高等学校就学支援金により、保護者の市町村民税所得割額 304,200 円（年収で約 910 万円）未満であれば、国から「就学支援金（授業料相当額）」が支給されている。（実際には授業料を負担しなくてよい制度）
- ・県立高校分の就学支援金交付金の予算状況

28 年度当初予算	27 年度当初予算
4,573,434 千円	3,148,127 千円

* 28 年度から全学年、27 年度は 1～2 学年が対象

(2) 高校生等奨学給付金について

- 授業料原則徴収に改められた平成 26 年度入学生から、市町村民税所得割が非課税である世帯の保護者等を対象に授業料以外の教育費（教科書費、教材費、学用品費など）を軽減するため高校生等奨学給付金を支給している。
- 支給額

生活保護受給世帯（全課程）	32,300 円／年
非課税世帯（全日制・定時制）第 1 子	59,500 円／年
〃 （ 〃 ） 第 2 子以降	129,700 円／年
非課税世帯（通信制）	36,500 円／年
- 高校生等奨学給付金の予算状況

28 年度当初予算	27 年度当初予算
503,603 千円	310,180 千円

* 28 年度から全学年、27 年度は 1～2 学年が対象

* 国庫補助金 1/3、県費 2/3

	(3) 奨学金貸与制度について		
		奨 学 金	遠距離通学費
	趣旨	高等学校等※に在学する者で、向学心がありながら、経済的理由により修学が困難である者の修学の奨励及び通学費等の負担の軽減	
	貸与月額	公立 18,000円 私立 30,000円	通学費等の月額の7/10(千円未満切捨て、上限 26,000円)
	償還	卒業等後1年据置、貸与期間の3倍の期間	
	利子	無 利 子	無 利 子
(2) 恵まれない家庭環境への学校側からのサポート			
時に貧困な家庭では、保護者が人間関係を構築し社会とかかわる力が相対的に低いことも見受けられます。そうした家庭環境の中では、子どもも学習習慣や意欲、自己肯定感が持てず社会とかかわる力を育むことが困難です。 授業についていけなくなることも多くなり、さらに学校でもいじめの対象になる等孤立しがちで、不登校につながることも少なくありません。特に小学校・中学校の義務教育期に、公立学校であれば「塾等に通っていないくても、授業についていける」環境整備が必要です。			
① そのためには、「少人数学級」の継続・更なる充実が不可欠です。よりきめ細かな指導を行うため、「30 人学級の」完全実施等の施策を検討されたい。	(160921_教育委員会事務局 義務教育課)		
	○ 長野県教育委員会では信州少人数教育推進事業により、小・中学校の全学年において30人規模学級等の実施をしています。これにより、個々の児童生徒とのコミュニケーションが密になり、いじめや暴力行為の発生件数の減少、中学校の不登校生徒の減少等とともに、学力も徐々に向上しています。また、保護者からも「様々なことに丁寧に対応してもらいたい」などとの声をいただいています。 ○ また、教員配置校、市町村教委からも、児童生徒一人一人に応じたきめ細かな指導ができ、学習習慣・生活習慣の定着や基礎学力の向上を図る上で教育的な効果が大きいとして、事業継続について要望をいただいております。県教育委員会としても引き続き事業継続の努力を進めてまいりたいと考えています。 ○ これらの加配は国の加配や県単により実施しており、これ以上の加配には国の定数の改善が必要となります。長野県教育委員会では平成 28 年5月の文部科学大臣への要望において、「少人数学級の推進とともに小学校における専科指導の充実など多様な教育課題への対応のための教員配置が可能となるよう、新たな教職員定数改善計画を速やかに策定し実施すること」など、教職員定数の改善について要望しています。今後も国に対して働きかけてまいる所存です。		
② 各市町村では、教育相談員、教育支	(160921_教育委員会事務局 義務教育課)		

援指導主事、外国籍児童共生支援員、司書講師、英語指導助手、中間教育適応指導員の雇用など、地域の教育施設への支援等も行っています。 子育てに不安を抱える保護者の支援や、2014 年に策定された「教職員の業務を改善し、こどもと向き合う時間の確保・充実を図るための総合的な方策」が実効あるものとなるよう、学校の教職員体制及びそれをサポートする体制のより一層の充実を図られたい。	○ 長野県教育委員会では、信州少人数教育推進事業により、小中学校の全学年で 30 人規模学級等を実施し、一人ひとりへのきめ細やかなかわりの充実を図っています。 ○ さらに、長野県教育委員会では小・中学校の教職員体制を支援するため、学校の実情を伺いながら、養護教諭の複数配置、発達障害・重度障害支援、問題行動・不応支援等、国の加配定数を活用した特別加配を行っています。 ○ また、現在、教育事務所に配置されているスクール・ソーシャル・ワーカーを増員し、保護者の支援等も行っているところです。 ○ また、長野県教育委員会では、平成 26 年 3 月に「教職員の業務を改善し、子どもと向き合う時間の確保・充実を図るための総合的な方策」を策定するとともに、平成 27 年 3 月には「実践事例集」を作成、周知し、市町村教育委員会を通じて時間外勤務時間縮減等の実効性のある取組を行うように働きかけてきました。 ○ これからも教育事務所において各学校の実情を把握しながら、県としての役割の中で支援してまいりたいと考えております。
(3) 学校図書館への司書配置の確保	
平成 27 年 4 月 1 日、学校図書館法の一部改正により第六条が新設され「専ら学校図書館の職務に従事する職員を学校司書と位置付け、学校に置くようにつとめること」「国及び地方公共団体は、学校司書の資質の向上をはかるために、研修などの実施に努めること」と学校司書が法的に位置づけられました。 学校教育は児童生徒の確かな学力を育てるとともに、言語活動や探究学習、読書などの活動を通じて、子どもたちのゆたかな人間性を培うことが求められている。	(160921_教育委員会事務局 高校教育課) ・県立高等学校においては、従前より各校に 1 名ずつ学校司書が配置されており、学校図書館の管理・運営業務とともに、特に最近ではアクティブ・ラーニングや探究型学習など学校図書館を活用した教育活動への支援を含め、各校において様々な取組が行われています。 ・引き続き、学校図書館法の趣旨を踏まえつつ、学校図書館機能の維持・向上とともに、学校司書の能力開発や人材育成を図ってまいります。 参考 ・高等学校行政職員定数基準 学校司書 各校 1 ・平成 28 年度職員配置状況 正規 50 名、臨任 3 名、新たな雇用形態 28 名 ：計 81 名 ・平成 28 年度研修開催状況（県教委主催） ・新規採用等研修 第 1 回 5/10 伊那北、第 2 回 7/12 更級農業

このような教育の実践に、学校図書館の活用は欠かせないものです。 そこには図書資料の充実ばかりではなく、人の配置が重要。現在、第3次長野県子ども読書活動推進計画に基づき取組も進められています。今後の、学校図書への適正な人的配置を図られたい。	第3回 10/18 上田、第4回 12/6 梓川 ・全体研修 10/6 県庁講堂 【想定】新たな雇用形態の導入について ・平成 24 年 4 月から、労使合意に基づき、正規司書の退職や異動により生じた欠員を、新たな雇用形態による学校司書で補充していくこととしている。 ・今後、新たな雇用形態の学校司書は増えていくことになるが、図書館教育に支障を来さぬよう、正規司書による助言・指導などのサポート体制を構築している。 ※学校司書業務を行う特別行政事務嘱託員等に対する業務支援 H25.4.1 試行、H26.1.1 から本格実施 ・正規司書の採用については、正規司書の退職や再任用の状況、高校再編の状況、職員の年齢構成、地域バランス等を見ながら、実施時期について関係機関と検討してまいりたい。
(4) 労働社会への対応	
雇用契約が対等な契約であることを知らないことが、いわゆる「ブラック企業」の発生に結びついています。あまりにも権利に無知であることが指摘されるところです。	
① 進学希望・就職希望を問わず、高校教育課程において「ワークルール検定」受検を推奨されたい。	(160921_教育委員会 教学指導課) 教育委員会では「長野県キャリア教育ガイドライン」を策定し、各高等学校がこれまで実施してきた様々な教育活動をキャリア教育の視点で見直し、それらのつながりを意識したキャリア教育全体計画の提出をすべての県立高等学校に求めています。 特に普通科の高等学校においては、キャリア教育の観点を踏まえた学習を確実に行えるように、科目「産業社会と人間」又はそれに類する教科・科目等のような時間を位置づけること、また総合的な学習の時間を効果的に活用していくことについて複数の高等学校を指定してカリキュラム（教育課程）の改善をしています。 また働く者の権利や労働に関する法律、社会保障等については現代社会、家庭基礎等の必修科目でキャリア教育の視点を加えて指導するなど生徒の学ぶ機会を工夫しているところです。 教育委員会としては、キャリア教育の一層の充実を目指して引き続き各高等学校を支援してまいります。

③ 国・学校・労使団体と連携して、若者が労基法。労組法などに基づく権利や義務、税と社会保障など社会の仕組みに関する基本的な知識を学ぶ機会の提供に努められたい。	(160921_教育委員会 教学指導課) 高等学校では、学習指導要領に基づき、現代社会、家庭基礎必修科目において社会生活における職業の意義と役割及び雇用と労働条件の改善について、勤労の権利と義務、労働組合の意義及び労働基準法 of 精神と関連付けて学んでいます。 また、高等学校では、キャリア教育の一環として企業見学や就業体験活動（100%）が実施されています。全ての高等学校では、キャリア教育全体計画が作成されており、また総合的な学習の時間、特別活動を効果的に活用し、社会人や企業人講師を招聘した進路講話等を計画的に位置付けて実施しており、働くことの意義や生き方について学んでいます。 こうした学習を通して、「働くことの意義」や「働く者の権利・義務」、「税や社会保障の仕組み」など、望ましい職業観・勤労観の基礎を培っています。 県教育委員会としては、以上のような学習の一層の充実を目指して、今後も各高等学校を支援してまいりたいと考えております。
---	--

5. 地域医療・介護体制の確立

(1) 地域医療体制の確立

厚生労働省は、地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するため消費税を財源として「地域医療介護総合確保基金」を 2014 年度創設し、地域医療介護総合確保基金の平成 28 年度予算案は、公費ベースで総額 1,628 億円とし、医療分 904 億円（うち国分 602 億円）、介護分 724 億円（うち国分 483 億円）の予算額を提示し、来年度についても同規模の予算措置が予想されます。

都道府県の役割は、市町村からの市町村計画と、事業者等（医療機関、介護サービス事業所等）からの申請を受け、市町村と事業者等とのヒアリングにおいて基金規模・事業内容を決定し、総合的な都道府県計画を作成し国に提出する流れとなります。

このことから、都道府県計画策定にあたっては、市町村計画および、事業所等からの意見を尊重し、公民公平な観点から地域にとって必要性・公益性の高い事業に対し適切に配分されるよう要請します。

① 「地域包括ケアシステム」

県は、「地域包括ケアシステム」を構築するため、地域医療介護総合確保基金を活用し、医療機関をはじめとする事業者への支援を充実するなど、病床	(160916_健康福祉部医療推進課) 団塊の世代が 75 歳を迎える 2025 年には、高齢化の進展により、医療ニーズががんなどを原因とする慢性疾患を中心とするものに変化していくことが見込まれます。 そうした医療ニーズの変化に対応するため、病床の機能分化、在宅医療の推進、医療・介護が連携した切
--	---

の機能分化と、医療機関同士および医療と介護の連携を強化されたい。	れ目のないサービスの提供などを進めていくことが求められており、平成 26 年度に創設された地域医療介護総合確保基金は資金面から事業者への支援を行うものです。 基金事業は、平成 26 年度：6.9 億円、平成 27 年度：9.7 億円で実施しております。 今年度も 14.6 億円の予算を組んでおり、事業費は増加している状況です。 今後も、住み慣れた地域で安心して療養が受けられる地域包括ケアシステムの構築のため、医療・介護が連携した事業展開が重要であると認識しており、引き続き本基金の活用について事業者にも周知を図りながら支援を充実してまいります。
③ 被保険者と住民の意見参画	
地域医療構想策定委員会において、保険者の意見を聴くだけでなく、被用者保険加入者をはじめとする住民の意見参画の機会を確保し、意見を反映されたい。	(160916_健康福祉部医療推進課) 構想の策定に向けて、設置した「地域医療構想策定委員会」の委員には、医療保険者の代表者や公募委員などの医療を受ける方にも参加いただいております。 また、「地域医療構想調整会議」にも、医療関係者をはじめ行政、医療保険者、医療を受ける住民等関係の皆様に参加をいただいております。 今後も、県民の皆様の意見を十分に聞きながら、丁寧に地域医療構想の策定作業を進めてまいります。
(2) 介護人材の将来的確保に向けた計画の策定	
今現在でも、介護福祉施設においては職員も不足しており、過酷な勤務を強いられている状況です。今後10年先に団塊世代が75歳を向かえれば、更に施設入所の需要が大きくなることが予想されます。 将来の長野県をしっかりと見据えた政策・施策の展開を図られたい。	(160916_健康福祉部地域福祉課) 本県では介護需要がピークとなる2025年（平成37年）には、2014年（平成26年）の3.4万人よりも1.2万人多い、約4.6万人の介護職員が必要になると推計しています。 この確保に向けて、消費税増収分を財源とする「地域医療介護総合確保基金」を活用し、多様な人材の「入職促進」、介護職員の「資質向上」、労働環境や処遇の改善による「職場定着（離職防止）」の3つを施策の柱に据えて事業を展開しています。 労働人口が減少する中、多様な人材に介護の仕事に就いてもらうため、短期的には介護の資格取得費用の助成と適性に合った職場とのマッチングを組み合わせた支援を行うとともに、将来を担う世代には中学高校への訪問講座や啓発パンフレットの作成・配布等を通じて仕事の魅力とやりがいをPRしています。また、介護事業者に対する経営専門家の派遣等により労働環境や処遇の改善を図り、職員の職場定着を促進しています。

コメントの追加 [k1]:

コメントの追加 [k2]:

コメントの追加 [k3R2]:

	今後もこうした取組を推進し、誰もが住み慣れた地域で自分らしく生活できる社会を支える介護職員の確保を進めてまいります。
(3) 就労看護師 200 万人体制の実現	
看護師不足は医療現場における労働環境の悪化に伴って、経験豊富な人材の確保が困難な状況が発生させている。就労看護師 200 万人体制の実現に向けた施策が待たれます。	
① 看護職員については、養成拡大や潜在看護職員の活用を図るため、看護大学の定員拡大及び大卒社会人経験者を対象とした新たな養成制度の創設などを推進されたい。	(160916_健康福祉部医療推進課) 長野県の現在の就業看護職数は約2万8千人であり、人口 10 万対で全国と比較すると中間位にあります。 ① 看護大学の定員については、看護職員の需給状況や県内大学の定員充足率、看護大学の教育環境などを踏まえた上で総合的に考えていくべきものと考えています。 また、大卒社会人経験者の看護職の資格取得を促進するため、看護師等学校養成所に対し「社会人入学試験」の実施や授業料等の経費の一部をハローワークが本人に支給する「教育訓練給付制度」の指定申請を働きかけております。
② 昨年創設された「看護師等免許保持者届出制度」によるナースセンターへの届出を一層推進し、県内市町村、事業者に対して就業されていない看護師の情報提供等を行われたい。	(160916_健康福祉部医療推進課) ② 医師会や看護協会、市町村等を通じた病院・診療所などへの「看護師等免許保持者届出制度」の周知により、離職者の届出の促進に努めています。 また、ナースバンクは求人と求職をマッチングするシステムのため求職の届出だけでなく、求人側である市町村や事業者の求人登録も促すことにより、求人側と求職者側双方に有用な情報となるよう取り組んでいます。
③ 看護職員の離職防止をはかるため、休暇を容易に取得できる勤務体制の確立や、夜勤負担の軽減、時間外労働の縮減などの勤務環境の改善を図るべく、助言等を行われたい。	(160916_健康福祉部医療推進課) ③ 医療従事者の働き方や休み方の改善、働きやすい環境整備を進めるため、医療勤務環境改善支援センター等による相談窓口の設置や医療機関へのアドバイザー派遣を行うとともに、病院内保育所の整備・運営に対する補助などにより勤務環境の改善を支援しています。 なお、県内の離職者の実態を掌握するため、ナースバンクの求職登録者に対し就業調査を実施し、離職理由や復職希望に関する実態の把握に努めています。

(4) 介護・看護離職の実態把握と支援

全国では、ほぼ 25 万人程度の介護・看護離職者が存在しているといわれ、政府機関などの公表とはおおきな乖離があります。

地域の介護離職の実態について把握し、介護離職が発生しないよう、個別情報の収集・支援の体制を構築されたい。

(160921_産業労働部労働雇用課)

平成 24 年の就業構造基本調査によると、平成 19 年 10 月～平成 24 年 9 月の 5 年間に於ける、県内の介護・看護を理由とした離職者数は 6,600 人となっています。

県では、アドバンスカンパニー認証制度の普及促進や、働きやすい職場環境づくりを広めるため、多様な働き方普及促進事業を進めており、その中で、

- ・多様な働き方実践アドバイザーによる企業訪問により、個々の訪問企業の職場環境の状況を把握したうえで、課題解決のための具体的なアドバイスを提案
- ・多様な働き方を導入するにあたって、就業規則の改正等が必要な場合のための社会保険労務士等の専門家の派遣
- ・職場環境づくりの重要性について啓発するセミナー

等を実施しているところです。

併せて、連合長野、県内経済団体、長野労働局を構成員とした「長野県働き方改革・女性活躍推進会議」を立ち上げており、オール信州で、長時間労働の抑制や休暇の取得促進について啓発を進めてまいります。

また、育児介護休業法改正については関係機関と連携したパンフレット等の協力配布や労働教育講座により企業・労働者に周知を図り介護離職防止に努めてまいります。

【長野県の離職状況（H19.10～H24.9 の 5 年間）】

項目	男性	女性	合計
離職者総数	150,600（人）	184,600（人）	335,200（人）
介護・看護を理由とする離職者数	1,200	5,400	6,600
（離職者総数に占める割合）	（0.8%）	（2.9%）	（2.0%）

出典：平成 24 年就業構造基本調査

【育児介護休業法改正内容（H29.1.1 施行）】

改正前	改正後
●育児休業の分割取得 介護休業について、対象家族 1 人につき、通算 93 日まで原則 1 回に限り取得可能。	対象家族 1 人につき通算 93 日まで、 <u>3 回を上限として、介護休業を分割して</u> 取得可能。
●介護休暇の取得単位の柔軟化 介護休暇について 1 日単位での取得。	<u>半日単位</u> での取得が可能。
●所定労働時間の短縮措置等	<u>介護休業とは別に、利用開始から 3 年の間で 2 回以上</u> の利用が可能。

	介護のための所定労働時間の短縮措置について、<u>介護休業と通算して 93 日</u>の範囲内で取得可能。 ●所定外労働の制限 現行はなし。	対象家族 1 人につき、介護の必要がなくなるまで、所定外労働の免除が受けられる制度を<u>新設</u>。
(5) 仕事と家庭の両立に向けた保育(介護)環境の充実		
長野県は待機児童0と言われています。離職したがゆえに保育可能である家庭があり、実情とかけ離れています。。妊娠中に保育園を探し、保育園に入所できたとしても、自宅から離れた保育園に通わざるを得ないなど、女性が子どもを育てながら就業継続する環境はまだまだ厳しいものがあります。 仕事と介護の両立支援について、現行の育児・介護休業法の介護休暇・介護休業期間では十分でなく、男女ともに仕事と育児(介護)の両立問題は非常に大きい課題となっています。現行の育児・介護休業法では十分なものとは言えません。		
① 保育施設の充実 各市町村と連携を図り、保育施設の増設・土日や時間外保育などの拡充等を、育児と仕事の両立支援を検討されたい。 特に休日保育は、多くの女性労働者が働く小売商業施設でもっとも望まれる保育制度であり、早急に実現を図られたい。	(161004_県民文化部県民文化部こども・家庭課) 休日保育を含め各種保育サービスについては、実施主体である市町村が、それぞれの地域のニーズを把握した上で、必要な保育サービスを提供しており、県では、これらの事業を実施する市町村に対し、事業の運営に係る経費を助成しています。 県としては、これらの事業は女性が働きながら子育てをするうえで重要な事業と認識しており、市町村の取り組みが一層進むよう働き掛けるとともに、必要な予算の確保に努めてまいります。	
② 県内の介護サービスについても市町村においてばらつきをなくすよう支援策を検討されたい。	(160921_健康福祉部 介護支援課) ○ 介護サービス提供体制の確保については、市町村が策定する介護保険事業計画をもとに長野県介護保険事業支援計画(長野県高齢者プラン)を策定して進めています。 ○ 平成 27 年度から3年間の第6期長野県高齢者プランは、介護需要が高まる 75 歳以上の人口がピークに近くなる平成 37 年の社会を見据えて、「地域包括ケア体制」の構築に向けた市町村の取組が更に進むよう支援することを主眼として策定しています。 ○ 必要な介護提供体制を整備するため、特別養護老人ホームでは平成 26 年度末の定員 12,221 人を平成 29 年度までに 1,421 人増の 13,642 人とするなどの目標を定め、老人福祉施設等整備事業や地域医	

	療介護総合確保基金事業などにより計画的に整備を進めています。 ○ 一方、多くの高齢者が可能な限り自宅での生活や介護を希望していることから、高齢者のニーズに合わせて必要な在宅介護や生活支援のサービスを提供する体制を整備するため、新介護予防日常生活支援総合事業の開始に向けて、圏域ごとの情報交換会、生活支援コーディネーターの育成やネットワーク構築の研修会の実施などにより、市町村の取組を支援してまいります。 ○ このような施設整備や在宅サービスの体制整備のほか、医療と介護の連携強化や認知症高齢者ケア体制の整備などを通じて、日常生活圏域での「地域包括ケア体制」が構築されるよう取組を進めてまいります。																
③ 企業内の両立支援制度の促進 各企業内における「仕事と家庭の両立支援制度」の啓蒙啓発に取り組まれ、促進を図るとともに、必要に応じて支援に取り組まれたい。	(160921_産業労働部労働雇用課) 仕事と家庭の両立支援として、次のような事業を実施しております。 (１) 企業訪問による多様な働き方制度導入の働きかけ 個別に企業を訪問し、ワーク・ライフ・バランスの考え方の啓発を行うとともに、短時間正社員制度等の多様な働き方制度導入の働きかけを行っています。また多様な働き方制度導入に際し、就業規則等の改正が必要な場合には、社労士等の専門家を無料で派遣しております。 【多様な働き方普及促進事業の状況（H28.9 現在）】 <table><tr><td>企業訪問数：</td><td>6,502社</td><td>社員の子育て応援宣言数：</td><td>927事業所</td></tr><tr><td>専門家派遣数：</td><td>157回</td><td>多様な働き方制度導入数：</td><td>186社</td></tr><tr><td></td><td></td><td>アドバンス認証数：</td><td>28社</td></tr></table> (２) 多様な働き方セミナーの開催 事業主や人事担当者を対象に、多様な働き方制度導入についての必要な知識や導入事例、導入後のメリットを説明するセミナーを開催し、企業側の理解を深めることで両立支援制度の導入促進を行います。 【セミナー開催状況】 <table><tr><td>セミナー開催数：</td><td>9回</td></tr><tr><td>参加企業数：</td><td>95社</td></tr></table> (３) 広告媒体による啓発	企業訪問数：	6,502社	社員の子育て応援宣言数：	927事業所	専門家派遣数：	157回	多様な働き方制度導入数：	186社			アドバンス認証数：	28社	セミナー開催数：	9回	参加企業数：	95社
企業訪問数：	6,502社	社員の子育て応援宣言数：	927事業所														
専門家派遣数：	157回	多様な働き方制度導入数：	186社														
		アドバンス認証数：	28社														
セミナー開催数：	9回																
参加企業数：	95社																

	男女雇用機会均等法や国の両立支援助成金について、事業者向け・労働者向けパンフレットの作成・配布や、両立支援に取り組む企業を新聞や専用サイトで情報発信し、両立支援の啓発を行っています。 【情報発信の状況】 <table border="1"> <tr> <td>両立支援パンフレット（事業者向け）</td><td>9,000 部</td></tr> <tr> <td>// （労働者向け）</td><td>10,000 部</td></tr> <tr> <td>信毎合同企業説明会でのコーナー設置</td><td>5 回</td></tr> <tr> <td>専用サイト（ながのけん社員応援企業のさいと）</td><td></td></tr> </table> 今後も企業訪問による多様な勤務制度の働きかけや幅広い情報発信を通じて、仕事と家庭の両立を支援してまいります。	両立支援パンフレット（事業者向け）	9,000 部	// （労働者向け）	10,000 部	信毎合同企業説明会でのコーナー設置	5 回	専用サイト（ながのけん社員応援企業のさいと）	
両立支援パンフレット（事業者向け）	9,000 部								
// （労働者向け）	10,000 部								
信毎合同企業説明会でのコーナー設置	5 回								
専用サイト（ながのけん社員応援企業のさいと）									
6. 安全で快適な生活環境とまちづくり									
(1) 公共交通を主軸においた生活圏内の交通環境の整備									
国においては 2013 年 11 月に交通政策基本法の施行によって基本理念を定めた上、国や地方公共団体、交通事業者、利用者などが連携・協働を促進する方針も示され、さらに 2015 年 2 月には交通基本計画が閣議決定され、2020 年に向けた施策が講じられています。 県においても 2027 年を目標年次として、人口減少社会を見据えながら地域公共交通の確保に向けた「長野県新総合交通ビジョン」が策定されました。さらに、利用促進を促すために、モビリティ・マネジメントの検討が進められています。 公共交通の確保は高齢化社会への対応、環境対策などを含め地域社会の活力を図る上で、極めて重要です。									
① 県内を結ぶ高速バスは輸送人員の減少や他公共交通機関との競合もあって、厳しい状況におかれています。この都市間輸送は国が定める広域的幹線路線の定義に当てはまらないことから、国や県の支援策がありません。厳しい状況がさらに続くことになれば、廃止の方向性も考えられます。 学生や通院される方も見受けられ、まさに生活交通としての役割を果たして	(160920_企画振興部) ① 県内を運行する高速バスについては、地域間の移動に欠かすことのできない重要な公共交通手段であるものと認識しており、一定の条件のもと、路線の運行に必要なバス車両の導入を支援する「広域間運行バスネットワーク形成事業」を実施しているところです。今後とも、個々のバス路線が果たす役割や需要の状況を踏まえ、関係市町村と連携しながら、必要な路線の維持に努めてまいります。								

いることから、国に対しても何らかの施策を講じるよう働きかけるとともに、県としても施策を講じられたい。	
② 公共交通の確保は高齢化社会への対応、環境対策などを含め地域社会の活力を図る上で、極めて重要です。新総合交通ビジョンやモビリティ・マネジメントをより推進するためにも、「交通政策基本条例」(仮称)を策定し、さらに総合的・計画的に推進する「長野県総合交通計画」や「利用促進」に関わる施策を明記し、公共交通の維持・活性化を図られたい。	(160920_企画振興部) ② 長野県では、県内外の有識者、関係団体を交えた検討を経るとともに、市町村や交通事業者など県民の皆様のご意見をお聞きしながら、交通施策の指針となる「長野県新総合交通ビジョン」を平成 25 年に策定しています。 このビジョンでは、「長野県が目指す交通の将来像」として、「長寿社会の確かな暮らしを支える地域交通の確保」をはじめ3本の柱を掲げるとともに、それら将来像の実現に向けて、県、市町村、交通事業者、県民による連携・協働など各々の役割、県が取り組むべき「施策の方向」を各分野にわたり明確にしています。それらを踏まえて、個別の施策の具体化を進めてまいります。
(2) 雪害対策	
2014 年 2 月の雪害では、県内各地において道路・鉄道等の交通機関がマヒし県民に多大な不自由をかけた。(甲府市で 114cm、前橋市で 73cm の積雪を観測)JR 東日本では首都圏～松本間運行の中央東線の除雪を優先したため、ローカル線である小海線の運休は 6 日間に及び、沿線住民からの苦情が小海線営業所などに多数寄せられたところです。 今後の対策として、しなの鉄道小諸駅と JR 東日本のレールをつなげれば除雪車もしなの鉄道小諸駅から、JR 小海線に運	(160920_企画振興部) 2014 年 2 月の記録的な豪雪への対応の検証を踏まえ、JR 東日本においては、小淵沢駅へ新たにロータリー除雪車を配備するとともに、ポイント不転換防止策として電気融雪装置を増備するなど、雪害対策として数十億円規模の設備投資を行い、鉄道輸送の安定性向上に努めていただいていると承知しています。 また、小諸駅については、かつて国鉄時代には信越本線から小海線に定期で乗り入れる旅客列車や貨物列車が運行されていましたが、これらは分割民営化までに廃止され、しなの鉄道への経営分離直前には乗り入れ列車が全く無くなっており、JR としなの鉄道双方にとって線路を接続しておく意義は無いと判断されたものです。使用する見込みのないものについては撤去することで維持コストが抑えられることから、しなの鉄道開業 2 年後の平成 11 年度に会社境界部分で線路が分離されたと承知しています。 いずれにいたしましても、雪害に対する対応が十分に図られるよう、県としても鉄道事業者に求めてまいります。

行できるため、2014 年のように 6 日間の運休にはなりません。 もともと 1997 年 10 月の第 3 セクター化による「しなの鉄道」開業まではつながっていた線路であるため。分岐器（線路を 2 方向に切り替えるための装置）を設置することにより現在も可能です。豪雪地帯である県内の鉄道網を県民の足として万全な態勢を整えるためにも必要な措置であると考えます。 県に対し 2014 年にも同様な要請を行ったところですが、第一義的には鉄道事業者の両社の問題であることや、除雪車の運行管制を理由に、県からは色よい回答をいただくことができませんでした。 両社とも予算の問題もあり簡単な話ではありません。しかし社内を超える社会的要請であることであり、県としてもいばくかの補助を検討し両社に改善を求められたい。	
(3) 観光立県としての拠点駅のあり方	
2015 年 3 月 14 日に北陸新幹線が金沢まで開業した。これにより今まで以上のお客様が県内に入ってきています。国内外を問わず、インバウンド消費をいかに県内で浸透させていくのかという過程で駅は重	(160920_企画振興部) 鉄道駅は、地域コミュニティの拠点であるとともに、全国に通じる交通ネットワークの結節機能を果たすトランジットハブとしての役割を担っており、地域の玄関口として国内外のお客様との交流を拡大していくための重要な拠点です。 また、駅周辺の活性化は地域の重要な政策テーマであり、最近の取組としては、ＪＲ上諏訪駅について地

要な役割を担っています。 この拠点である駅周辺の状態が、お客様の消費につながる状態となっていない。 長野駅・松本駅といった大きな駅は駅ビルの改築工事も終了し、駅前の活気もありますが、しかし中央東線では上諏訪駅や茅野駅の駅前は大変寂しいものになっている。信濃大町駅もかつての賑わいを取り戻しているとは言えません。観光拠点になっている駅周辺の活性化について、県の支援が必要不可欠です。 また近年は業務委託化が進み、駅長不在の駅も増えてきました。 地域の顔と言わべき駅長を無くしてしまっただけで良いわけはなく、業務委託となったとしても地域の玄関口である駅長の職を存続できるように、県からも要請されたい。	元諏訪市が「駅周辺市街地あり方検討会」を平成 27 年 8 月に設置し、ＪＲ東日本や国、県も参画しながら検討を進めているところです。 一方で、鉄道利用者は沿線人口減少などの影響で減少を続けており、運行する鉄道事業者においては、路線を維持存続していくため、利用者の利便性確保に配慮しつつも、駅業務の委託など業務効率化をされていると承知しています。 最近では、ＪＲ東日本が、去る 6 月 1 日から篠ノ井線明科駅の駅業務を長鉄開発に委託されたと承知していますが、ＪＲ東日本からは、駅長に代わり駅務責任者が勤務していること、また、新たに機能的な券売機を設置するなど利便性の向上を図っており、顧客サービスに影響がないように努めているとお聞きしています。 県としては、鉄道事業者に対し、駅業務を委託する場合には、地元市町村に十分な説明をしていただくとともに、利用者の利便性が確保されるよう求めてまいります。
(4) 県内空き家対策	
空き家問題については、現在、長野県に限らず全国的な問題となっており、少子高齢化からの人口減少がその一因と言われています。そのような中、昨年、空き家対策特別措置法が施行され、地方自治体が段階を踏むことにより、そのまま放置すれば倒壊等保安上著しく危険な「特定空家」に対して市町村が措置できることになりました。 しかし、空き家の数も市町村によりバラつきがあることから、短期間で一斉に対策が進まないところが課題と考えられます。 一方、「特定空家」については、放置が進むことにより、衛生的、また治安的にも周辺地域に及ぼす影響が懸念され、不安な近隣住民はその地を離れ、さらに空き家が増える、という負の循環が生まれる温床になる可能性が大いにあり、何らかの措置は必要になってくると思われます。 また、行政代執行により解体される空き家の場合、所有者は、そもそも解体する経済的余裕が無い人もおり、後々、解体費用を地方自治体が回収できるかどうか	

疑問となります。

市町村における空き家を調査・把握し、県内民間事業者を活用した空き家の再生の機会を増やしていくことが、まち全体の再生へとつながり、長野県への定住も進むと考えます。ついては、下記のとおり民間事業者の活用を軸とした早急の対策を講じられたい。

① 空き家対策については、官民協同の包括的な取組みが重要になってくると考えられ、地元民間事業者の活用を軸としたスキームを構築されたい。

具体的には、中古住宅市場への流通強化、県内外関係者へのアピールなど、対策強化が必要です。現在、支援協議会が設置されており、今年度については、空き家対策地域連絡会を各地方事務所に設置するということです。

今後、中古住宅市場の活性化もふまえ、空き家問題については、県として専門部署の設置や市町村の垣根を越えた統一的な対策を講じられたい。

② 併せて、支援協議会のメンバーに施工者団体を参加させるよう強く要望します。

(160916_建設部建築住宅課)

① 民間事業者の活用を軸とした、県としての統一的な対策について

県では、平成 27 年 5 月に施行された「空家対策の推進に関する特別措置法」に基づき、「市町村への情報提供・技術的助言及び市町村間の連絡調整」等の支援を行っているところです。

【平成 27 年度】

○「空き家対策市町村連絡協議会」設置

空き家対策に係る情報提供及び市町村間の連絡調整を実施

○「長野県空き家対策支援協議会」設置

・市町村への支援と相談事務のため、空き家対策に係る専門家団体が参画

（建築士団体、不動産業団体、司法書士会及び土地家屋調査士会等）

・県内 12 箇所へ空き家相談窓口を開設

【平成 28 年度】

各市町村が抱える課題の解決に向けて、地域が連携して取組むため、地方事務所ごとに「空き家対策地域連絡会」を設置し、市町村の支援体制を充実

これらの取組を通じて地域の課題を把握し、「民間事業者の活用」を含め、市町村が必要とする対策が推進されるよう、支援してまいります。

② 空き家対策支援協議会への施工者団体の参加について

「長野県空き家対策支援協議会」が設置する空き家相談窓口では、昨年度中に計 103 件の相談に対応しましたが、その多くが「空き家の売買や処分」に関するものでした。

現段階で、建築工事に関する相談がほとんどないことから、今後の相談状況等も踏まえて、検討してまいります。

7. 山の公益性と「信州山の日」における事業	
(1) 「信州山の日」	
2014 年県では7月の第4日曜日を「信州山の日」に制定された。県民共通の財産であり、貴重な資源である「山」に感謝し、山に親しみ学び守る機運を醸成することを目的としています。 ① 改めてこの日に、災害対策や森林保全としての治山事業、松くい虫対策など、必要な事業を継続的に推進し、長野県の自然環境を次世代に残していけるよう啓発事業を広範に展開されたい。	(160916_林務部森林政策課企画係) ○ 「信州 山の日」は、県民共通の財産であり、貴重な資源である「山」に感謝するとともに、「山」を守り育てながら活かしていく機運の醸成の機会とし、平成26年に制定し、今年で3年目となります。 ○ 「信州 山の日」の趣旨や制定を契機とした取組を県民に広く周知するとともに、県民参加を促進する「信州の山」に関する様々な取組を実施し、更なる定着と制定を契機とした関連施策を推進しています。 ✓ 県下各地の「山」に関わる行事等の情報を「信州の山ポータルサイト」で発信（約500件） ✓ 「信州 山の月間」（7月 15 日～8月 14 日）の行事をまとめた、イベントガイドを作成し、市町村、コンビニ等で配布（4万部） ✓ 長野県魅力発信ブログやフェイスブックにより、行事の開催状況等を発信 ○ 森林の持つ土砂災害防止機能を発揮させ「災害に強い森林づくり」をめざし、適切な間伐や治山施設の整備を実施するとともに、松くい虫による被害の拡大を防止するため、被害木の伐倒駆除等の対策を計画的に推進しています。 H28 予算額 松林健全化推進事業 270,410 千円 治山事業 5,158,439 千円 ○ 防災対策や治山事業等の啓発事業として、行政関係者、自治会組織、山地防災ヘルパー等を対象とした「森林の防災・減災講座 2016」を県内3カ所で開催しました。 ○ 来年度以降も引き続き、市町村、関係団体及び企業の皆様と連携しながら、「信州 山の日」の制定趣旨でもある「山」や「森林」の大切さの普及啓発の取組を進めてまいります。
(2) 県内森林の維持(「森林・林業基本計画」)	
以下のことについて、国に対し要請されたい。	
① 「森林・林業基本計画」に掲げる施策の具体化を図るために必要な平成29年度予算の確保を図られたい。 また、地球温暖化防止森林吸収源	(160916_林務部森林政策課) 【森林・林業基本計画】 ○ 「森林・林業基本計画」については、平成 13 年に改正された森林・林業基本法（昭和 39 年法律第 161 号）に基づき平成 13 年 10 月に策定されて以降、5年ごとに見直しが行われてきました。

対策に係る安定財源の確保に向けた検討を加速化させるとともに、安定財源が確保されるまでの間においても、必要な施策が着実に推進されるよう予算確保を図ること。	○ 平成 28 年 5 月に閣議決定された「森林・林業基本計画」については、「基本的な方針」、「林産物の供給及び利用等の目標」、「講ずべき施策」、「施策を推進するために必要な事項」で構成されており、 ① 資源の循環利用による林業の成長産業化 ② 原木の安定供給体制の構築 ③ 木材産業の競争力強化と新たな木材需要の創出 ④ 林業及び木材産業の成長産業化等による地方創生 ⑤ 地球温暖化対策、生物多様性保全への対応 が林業・木材産業を巡る情勢変化等を踏まえた対応方向となっています。 ○ 平成 29 年度の林野庁関係予算概算要求において、「林業の成長産業化・森林吸収源対策の推進」が重点事項となっていることから、こうした施策の推進に必要な予算の確保について、機会を捉えて国に対して要望してまいります。 【森林吸収源対策】 ○ 平成 28 年度の与党税制改正大綱（平成 27 年 12 月）において、市町村による継続的かつ安定的な森林整備等の財源に充てる税制（森林環境税（仮称））等の新たな仕組みの検討について明記されました。 ○ 平成 29 年度の農林水産省の税制改正要望（平成 28 年 8 月）において、森林吸収源対策の財源確保に係る森林環境税（仮称）の創設が主要事項とされました。 ○ 県としても、全国知事会の平成 29 年度要望などにおいて、森林整備などの森林吸収源対策の重要性について提案・要望していますが、今後とも、必要な森林整備の予算が確保されるよう、機会を捉えて国に対して要望してまいります。
② 森林経営計画の促進のため、市町村への林務担当職員の配置、人材育成に向けた国の支援策を講じられたい。 また、経営意欲の低下した所有者の森林、不在村者所有森林など、集約化が困難な森林については、地方公共団	（160916_林務部森林政策課） 〔森林経営計画〕 ○ 森林経営計画の概要 森林経営計画は、森林の集約化により、資源として充実してきた森林を効率的に整備し、木材を供給していくことをねらいとしており、健全な山づくりと木材生産の推進の基礎となるものです。 ◎平成 27 年度末現在、県内の計画数 607 件

体の公有林化の促進に向け全額国費による助成等、支援の強化を図られたい。	○ 市町村の業務の状況 市町村の林務担当の業務は、森林経営計画の認定のほか、地域の森林管理のマスタープランとなる「市町村森林整備計画」の作成や伐採届の処理など多岐にわたっています。 ○ 森林経営計画作成の状況 森林経営計画は、主に森林組合や林業事業体など、森林所有者から経営委託を受けた者が作成し、計画的・効率的な森林整備を進めています。 ○ 人材育成の支援 現在、県としては ・林業普及指導職員等による市町村林務担当者に対する支援 ・「緑の雇用」事業への協力による、林業事業体の人材育成 等、様々な支援を行っておりますが、地域の森林整備の促進、林業の振興を図るため、これらの支援を更に強化するとともに、国による支援について機会を捉えて要請してまいります。 〔集約化が困難な森林に対する森林整備への支援強化〕 ○ 林地台帳の整備 不在村所有者の増加や所有者の世代交代等により、森林所有者や境界の特定が今後ますます困難になるおそれがあることから、森林法の一部改正（平成 29 年 4 月 1 日施行）により、林地台帳等を作成する制度が創設されました。 市町村が所有者情報等を記載した林地台帳を整備し、森林組合や林業事業体等がその台帳情報等を利用して施業の集約化を効率的に実施することが期待されています。 ○ 林地台帳の作成支援 県としては森林 GIS を活用したデータの整備やシステムの構築について主体的に協力を行っており、国においても、マニュアルの作成や地財措置等の支援を行っているところですが、実効性のあるものとするため、平成 31 年 4 月の公表に向け、さらに支援を進めてまいります。 ○ 適切な森林整備への支援強化 また、経営意欲の低下した所有者の森林については、経営委託により森林整備を進めるなど、森林組合等と連携して取り組んでまいります。
--	--

	また、所有者への説明や現地調査などに対し、「森林整備地域支援活動支援交付金」等、国や県による支援が行われていますが、引き続き必要な支援が行われるよう、国に対して要望してまいります。
③「山村振興法」の基本理念、附帯決議に基づき、山村地域において雇用の拡大・改善を行う企業に対する支援措置を講じる等の具体的施策の確立を図られたい。 また、地域振興、地域林業確立の観点から、国等の発注する事業については、流域や都道府県を単位に、地域の事業体が優先的・安定的に事業を受注出来る発注方式に変更されたい。	(160916_林務部森林政策課) 【国の山村振興に関する取組など】 ○ 山村の維持・発展を図るためには、地域における所得と雇用を確保することが不可欠ですが、山村の立地条件等により、他地域からの産業導入にはおのずから制約があります。 ○ 山村振興に当たっては、林業などが地域の基幹産業となっていることや豊かな森林、優れた景観や自然環境等に恵まれている山村の特性を活かし、農林水産物等の地域資源を活用した地域内発的な産業振興により、山村の所得と雇用の確保を図っていくことが必要です。 ○ 国の主な取組 ・山村活性化支援交付金 山村の活性化を図るため、薪炭・山菜等の山村の地域資源の活用等を通じた所得・雇用の増大を図る取組を支援 【長野県の山村振興に関する取組】 ○ 林業の再生や山村の主要な資源である森林を活かした特用林産物の振興、里山資源の活用に取り組む企業に対する支援や、都市と山村との交流促進などについて取り組み、山村の振興を図っています。 ○ 長野県の主な取組（企業に対する支援） ・高性能林業機械導入推進事業 素材生産コスト低減等と労働安全性の向上を図るため、高性能林業機械の導入支援 ・林業労働力対策事業 経営基盤の強化や就労条件の改善等を図る林業事業体への支援 ・森林(もり)の里親促進事業 企業と山村地域の協働による森林づくりと交流の推進 ○ 山村地域において林業・木材産業に取り組む企業に対する支援や、企業が地域に根付くような支援に継続して取り組むとともに、国に対しても必要な予算の確保等について機会を捉えて要請してまいります。 国においては、「全省庁統一資格」の中で「関東・甲信越」地域に分類し、中部森林管理局管内に本・支

	店又は営業所が所在する事業体が入札に参加できるものとしております。 さらに、総合評価落札方式の活用で、県内の事業体には加点される制度となっており、県内の事業体が発注される可能性が増す方式となっております。 長野県が発注する森林整備業務では、地域や技術者などに要件を付した制限付き一般競争入札である受注希望型競争入札でほとんどが発注されており、一部には総合評価落札方式での入札も活用しております。 森林整備業務の受注希望型競争入札では、地域要件として長野県を10ブロックに分割し、地域の林業事業体のみが応札できるようにしております。 さらに、総合評価落札方式においては、長野県を10ブロックに分割した上で、発注箇所の市町村に「本店又は営業所がある事業体」又は、「当該市町村を管轄する森林組合」に加点する方式としており、地域の林業事業体に配慮した入札制度となっております。 今後とも「透明性」、「競争性」、「客観性」、「公正・公平」を確保しつつ、地域の林業事業体への配慮に取り組んでまいります。
(3) 新産業・新エネルギーと地域の共生	
現在、県内においても、再生可能エネルギーの利用が推進され、特に太陽光発電設備については、急速に普及している状況であると認識しています。新エネルギーは大きな電力を生み出す電源にはなりにくく、地産地消が基本的な考え方となります。	
① 太陽光発電は、必要性は理解するが無秩序な設置は景観が損なわれかねないし、山を切り開くことによる土砂崩れや、太陽パネルの残骸の流失など、新たな災害の発生因子にもなりかねません。県として、ルールが明らかにされるとともに、その管理の状況を明らかにされたい。	(160921_環境部環境エネルギー課) 長野県では、地域が主体となり、地域の資源や資金等を活用し、地域に利益をもたらす「地域主導型」の自然エネルギーの取組に対して支援を行っております。 自然エネルギー事業であっても、自然環境に大きな負荷を与えたり、災害が発生するようなことはあってはならないと考えており、設置事業者が、市町村及び地域に対して丁寧に説明を行い、住民理解のもとに事業を進めることを望んでいます。 太陽光発電事業については、法令等に基づいて、個々の開発行為に必要な手続の際に、厳正かつ慎重に審査を行っております。 例えば、自然公園の開発につきましては、特別保護地区や普通地域などの区分、開発規模に応じて、許可や届出の基準が定められております。また、1haを超える森林の土地の形質の変更については、森林法に

	基づく林地開発許可により対応しております。さらには、県環境影響評価条例において太陽光発電所を対象事業としており、宅地や農地等においては敷地面積 50ha 以上、森林等においては敷地面積 20ha を要件に、環境アセスメントを実施することとしております。 また、平成 27 年度は市町村と県の担当者で構成される「太陽光発電の適正な推進に関する連絡会議」を開催し、大規模太陽光発電施設への対応策や市町村が抱える課題についての検討等を行い、会議での議論を踏まえ市町村対応マニュアルを策定したところです。開発規模が小さい案件は地域により実情が異なるため、まずは市町村が対応することとなりますが、このマニュアルにより、市町村担当者が対応しやすくなったと考えております。また、市町村が対応する上で不明な点があれば、県において支援しております。 さらには、太陽光発電事業は国の固定価格買取制度に基づくことから、地域との調和を促進する観点で、国に対し制度の改善を求めているところです。 県といたしましては、このようにして、自然エネルギー活用事業が地域と調和した事業として適正に行われるよう、市町村と連携して取り組んでおります。
② 長野県の面積・森林率 79%を考えると、木質バイオマスの利用促進は、低炭素社会の実現に貢献するばかりでなく、森林の適正な管理にもつながると感じる。竹林等のバイオマスも含めた促進事業を検討されたい。	(160916_林務部信州の木活用課・県産材利用推進室) 1 長野県での取組状況 県内の木質バイオマス発電施設は3か所で稼働しており、発電規模は5,060KW、約5万t/年の木材を燃料としています。 更に、信州Fパワープロジェクトによる施設など2か所で建設計画があります。 ※ 稼働施設 ・長野森林資源利用事業協同組合（長野市）：2基（1,300KW、1,500KW） ・かぶちゃん電力(株)（飯田市）：1基（360KW） ・(株)エア・ウォーター農園（安曇野市）：1基（1,900KW） 2 木質バイオマスの利用促進について 再生可能な森林資源の有効活用を通して地球温暖化防止に貢献するため、木質系ボイラー、ストーブ等の導入に対し支援し、木材のバイオマス利用を推進しています。 （竹材は、木材と併せて利用することで事業実施が可能） （1）木材のバイオマス利用を推進する施策

	① 事業内容 <table><tr><td>事業名</td><td>補助対象施設</td><td>事業実施主体</td><td>補助率</td></tr><tr><td>森のエネルギー総合推進事業</td><td>木質系ボイラー・ストーブ、バイオマス生産施設等</td><td>市町村、森林組合、社会福祉法人、民間事業者、個人等</td><td>1/2以内 (個人向けペレットストーブは上限10万円、10/10以内)</td></tr></table> ② 決算及び予算額（単位：千円） <table><tr><td>年度</td><td>H26</td><td>H27</td><td>H28</td></tr><tr><td>決算及び予算額</td><td>511,580</td><td>216,636</td><td>117,692</td></tr></table> ※H26、H27は前年度繰越及び補正予算を含む。 3 竹林の現状 本県の竹林面積は約1,600haで、緑化木支柱や竹刀、竹炭の原料として利用されています。 4 バイオマス利用の促進 今後とも、県産材と一体的に竹材の利用を促進することにより、健全な森林づくり及び木質バイオマスエネルギーの一層の利用を促進するとともに、国への要望も含め必要となる予算の確保に努めてまいります。	事業名	補助対象施設	事業実施主体	補助率	森のエネルギー総合推進事業	木質系ボイラー・ストーブ、バイオマス生産施設等	市町村、森林組合、社会福祉法人、民間事業者、個人等	1/2以内 (個人向けペレットストーブは上限10万円、10/10以内)	年度	H26	H27	H28	決算及び予算額	511,580	216,636	117,692
事業名	補助対象施設	事業実施主体	補助率														
森のエネルギー総合推進事業	木質系ボイラー・ストーブ、バイオマス生産施設等	市町村、森林組合、社会福祉法人、民間事業者、個人等	1/2以内 (個人向けペレットストーブは上限10万円、10/10以内)														
年度	H26	H27	H28														
決算及び予算額	511,580	216,636	117,692														
8. 消費者行政（特殊詐欺の防止）																	
(1) 特殊詐欺の防止に向けて																	
「振り込み詐欺」をはじめとする「特殊詐欺」は、連日のように被害報告が新聞に掲載される等、減少していません。また、仲間が仲間を紹介する形で「悪徳商法」に手を出し、借金を負うことになるといった事例も散見されます。 県労福協は各高校へ出向いて、高校生を対象に「マネートラブル講座」を実施し、クレサラとともに、特殊詐欺・悪徳商法についても説明を行っています。																	
① 県においては、「見やすいチラシ」等を作成し配布・HPへ掲載することに加えて、対面での話を聞くことが最も効果的であると考え、直接中学校・高校等へ出向き、「特殊詐欺」や「悪徳商法」の末路を「語りかけ、訴える」取り組みを検討し、積極的に展開されたい。	(161004_県民文化部県民文化部暮らし安全・消費生活課) 学生向けの取組として、県職員による出前講座のほかに専門の講師を学校に派遣する「消費者教育推進講師派遣事業」を実施しています。 今後も事業の継続を考えています。 事業の実施状況は以下のとおりです。 1 学校関係への出前講座 (1) 平成27年度																

	36 回実施し、5,752 人が受講しました。 大学、短期大学、専門学校、大学校、高等学校、中学校の生徒学生を対象として実施したほか、中学校、高等学校の教員を対象にも実施しました。 (2) 平成 28 年度（8月末現在） 11 回実施し、2,756 人が受講しました。 大学、短期大学、専門学校、大学校、高等学校の生徒学生を対象として実施したほか、高等学校の教員を対象にも実施しました。 2 消費者教育推進講師派遣事業 (1) 平成 27 年度 高等学校 1 校に講師を派遣し、専門講師による公開授業を実施しました。 (2) 平成 28 年度（8月末現在） 小学校 1 校に講師を派遣し、専門講師による講義を実施しました。 そのほか小学校 1 校、中学校 2 校に講師を派遣し、専門講師による模擬授業を行うことが決定しています。
--	---

9. 「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」

2015 年「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」が施行され、政府の男女共同参画基本計画の改訂を踏まえて、早期に男女共同参画基本計画を見直すことが求められています。

その際、取り組みを強化するため、専門の担当部署の整備や体制の強化を行うとともに、男女共同参画センター等への財政的支援を通じた機能の強化・充実や、地域の多様な主体との積極的な連携を推進することとなりました。

(1) 県内の事業主行動計画に関する情報の把握・公表

県は女性活躍を推進するため、県内の事業主行動計画に関する情報を収集し、300 人以下の事業主も含めた事業主行動計画の策定状況の把握、男女の賃金の差異の状況、非正規労働者に対する取り組み情報などを把握・公表されたい。	(161004_県民文化部人権・男女共同参画課) 一般事業主行動計画の策定については、計画を策定した事業主は、300 人以下の事業主も含め地方労働局に届け出ることとされているため、長野労働局と情報共有を図り、届出を行った事業主の数の把握を行うとともに、会議等において 300 人以下の事業主に対する計画策定の働きかけを行ってまいります。 また、男女の賃金の差異、非正規労働者に対する取組の状況等については、事業主において公表の義務が規定されていないため、賃金実態調査（産業労働部において実施）や企業に対する女性活躍推進についての
--	---

	アンケートの実施等により把握・公表してまいります。
(2) 各地市町村における推進計画策定状況	
各地市町村における推進計画策定状況を把握されたい。	(161004_県民文化部人権・男女共同参画課) 本県の男女共同参画社会づくりの促進に関する施策の実施状況及び男女共同参画社会づくりの推進状況については、その概要を毎年公表することとしており、市町村における推進計画の策定状況については、平成 28 年 4 月 1 日現在、5 市町村（塩尻市、松川町、木曽町、池田町、山ノ内町）が策定済となっております。 市町村における推進計画及び男女共同参画計画の策定が進むよう、計画策定に係る情報提供、相談等の支援や働きかけを行ってまいります。
(3) 「第 4 次長野県男女共同参画計画」に基づく施策の評価・点検	
「第 4 次長野県男女共同参画計画」に基づく施策の実施状況の評価・点検等について議論する協議会等を設置し、働く者の代表を委員として加え、意見を施策に反映されたい。協議会で明らかになった課題は具体的に解決を図られたい。	(161004_県民文化部人権・男女共同参画課) 県が実施する男女共同参画社会づくりの促進に関する施策に関する事項等について調査審議を行う審議会として、関係有識者の方々を委員とする長野県男女共同参画審議会を設置しており、御審議いただいております。 また、審議会で明らかになった課題や男女共同参画社会づくりの推進状況については、施策の効果を検証し、その結果を次年度以降の取組に反映させる仕組み（PDCA サイクル）を確立し、課題の解決を図ってまいります。
(4) 女性の困難解消に向けた環境整備	
男女共同参画基本計画を見直す際には、男女の人権を尊重するとした男女共同参画社会基本法の趣旨を踏まえ、女性に対する暴力への対策や、ひとり親をはじめ様々な困難な状況に置かれている女性等の困難解消に向けた環境整備を重点的に進められたい。	(161004_県民文化部人権・男女共同参画課) 平成 28 年度を初年度とする第 4 次長野県男女共同参画計画（計画期間 H28～32 年度）では、施策体系の目標に「女性に対するあらゆる暴力の根絶」、「困難を抱えた女性等が安心して暮らせる環境の整備」を掲げ、女性に対する暴力防止のための啓発、ひとり親家庭への就業支援や県営住宅への優先入居など、困難な状況に置かれている女性等が安心して生活できる環境の整備に向けて取り組むこととしています。 なお、当該計画については、男女共同参画社会基本法及び長野県男女共同参画社会づくり条例の趣旨に則り、社会情勢の変化等により新たに計画に盛り込むべき事由が生じた場合には、必要な見直しを行ってまいります。

(5)「長野県女性職員活躍推進計画」	
県も事業主として「長野県女性職員活躍推進計画」を策定されている。次世代育成支援対策推進法の特定事業主行動計画も含め、毎年計画を検証し実効あるものとされたい。またワーク・ライフ・バランスの実現のため、県の取組みが、県内市町村、事業所に波及するような事業展開を目指されたい。	
① 女性が働きやすい職場環境を整えるためには、育児・介護と仕事の両立支援が重要であり、経営者・管理職の理解や意識の改革が重要です。 知事をはじめとする県幹部が率先して「イクボス・温かボス宣言」に取り組み、県内の経営者・管理職の意識を変えるきっかけとされたい。	(161004_県民文化部人権・男女共同参画課) ① 「イクボス・温かボス宣言」については、企業、団体などの管理職等が、部下の仕事と子育て・介護の両立支援を宣言し、職場におけるワーク・ライフ・バランスを進めるとともに、生産性の高い働き方を実現していくものとして、長野県連合婦人会や長野労働局とともに宣言の普及に取り組んでいるところです。 知事、副知事をはじめとする県の幹部については、平成28年7月に宣言を行い、講演会や会議等においてその意義を広める取組を行っています。
② 長野県全体への周知とあわせて、県が主導して経営側への働きかけを強化されたい。 ③ 取り組みを強化するため、専門の担当部署の整備や体制を強化されたい。	(161004_県民文化部人権・男女共同参画課) ②、③ 引き続き、長野県連合婦人会をはじめ、経済団体等も参加する長野県女性活躍推進会議を通じて、連合長野、経済団体等の関係団体と連携を十分図り、働きかけを行ってまいります。 今後とも県内において宣言に取り組む経営者や管理職等を増やすことを通じて、女性も男性も働きやすい職場環境づくりを進めてまいります。
(6) 教育現場や各種公共サービスの提供、雇用の場等において、性的マイノリティに関する差別の解消が課題となっている。国の第4次男女平等参画基本計画においても、施策が盛り込まれ、教育現場においても対応マニュアルが出されています。 県内においても、様々な場面において性的指向や性自認に関するきめ細やかな	(161004_県民文化部人権・男女共同参画課) 本県では、長野県人権政策推進基本方針や第四次長野県男女共同参画計画において、同性愛、両性愛、性同一性障害など性的マイノリティの方々に対する偏見や差別を解消するため、教育・啓発を推進することとしています。 人権啓発センターでは展示パネルや広報誌を活用した啓発を進めるとともに、性的マイノリティに関する相談についても、人権課題の一環として対応しております。 今後も人権啓発センターの周知を進める中で、性的マイノリティに対する県民の理解が深まるよう努めてまいります。 また、教育現場や職場における周知理解の促進については、教育委員会や関係課と連携しながら取り組み

対応を図るため、周知理解に関する取り組み、研修の実施や、各種相談体制の整備等を進められたい。	を進めてまいります。
10．投票行動の促進と主権者教育	
(1) 18 歳へ選挙権年齢が引き下がったことを踏まえ、学校教育などを通じ、若い世代の有権者の関心を高める取り組みが展開されています。また、今回の参議院選挙より、一部地域の商店街では「選挙割」を実施し、地域ぐるみで、若年層の投票促進を図る取り組みを始めています。 そうしたことから、以下の点について要望します。	
① 昨年も、投票済証明書の発行に関しては、各市町村選挙管理委員会が地域の実情等を十分考慮し、慎重に判断すべきものとの回答でした、長野県主導で長野県全体の全市町村が交付できるよう実施を促し、投票促進を図る取り組みを検討されたい。	(160920_企画振興部) ① 一部地域の商工関係事業者が、投票をした証明を見せることにより店舗での割引やポイントカードへのポイント付加などのサービスを受けることのできる取り組みを行っていることはお聞きしておりますが、昨年もお答えしたとおり投票済証明書の交付については、公職選挙法上の規定がなく、投票率の向上に有効であるという意見がある一方で、不適切に利用されるおそれがあるという意見もあります。発行するかどうかについては、各市町村選挙管理委員会が地域の実情等を十分考慮し、慎重に判断すべきものと考えます。
② 共通投票所の増設について、財政支援も含め検討されたい。	(160920_企画振興部) ② 共通投票所の設置は、有権者の投票環境の向上に大きな効果がある一方で、二重投票の防止などの課題があるため、先進団体の高森町の事例などを参考に、市町村の取り組みに協力してまいります。なお、共通投票所設置に要する経費負担については、国政選挙では選挙執行経費基準法で定められており、県の選挙においても同法を準用し負担することになりますので、予算の確保に努めてまいります。
③ 「選挙」、「投票行動」に対する県民の関心を高める取り組みを長野県主導で行われたい。	(160920_企画振興部) ③ 県選挙区の定数削減と18歳選挙権が初めて適用された参議院議員選挙は、県全体の投票率が62.86%と前回を上回り、18歳の投票率は50%を超える結果となりました。今後も県教育委員会と締結した「主権者教育の推進に向けた協力連携に関する協定」に基づき、教育機関や市町村選挙管理委員会と連携しながら、選挙出前授業や模擬選挙などに積極的に取り組み、若者の政治・選挙への意識向上を図ってまいります。

1 1 . リニア新幹線・三遠南信自動車道の開通を契機とする地域開発	
(1) 南信地域では、リニア中央新幹線・三遠南信自動車道開通による移動時間の飛躍的な短縮により、社会や交流人口の拡大、産業振興や暮らしの向上に対して大きな期待をしている。現場・地域目線での計画が検討され、その実現に向けて、国・県・市町村、交通事業者等が一体となって事業を推進できるよう、県は継続して支援されたい。	(160916_建設部リニア整備推進局) リニア中央新幹線は、長野県と関東・中部・近畿圏の交流、連携の強化や産業の活性化への効果に加え、地域振興にも大きく寄与すると期待しています。 県では、リニア開業を見据えた地域づくりの指針として、平成 26 年 3 月に「リニア活用基本構想」を策定しました。 この構想に基づき、リニアの整備効果を県内全体に広く波及させるため、「リニア中央新幹線整備を地域振興に活かす伊那谷自治体会議」を設置し、有識者の意見も踏まえながら、関係者の皆様と議論を進めています。
(2) リニア中央新幹線長野県駅(飯田市)を起点とした、インフラ整備をはじめ、公共交通機関の充実、長野県の「顔／玄関口」の一つとして活用を図る県としての施策展開、近隣市町村等への支援を継続されたい。	(160916_建設部リニア整備推進局) 今後、「未来を先取りしたまちづくり」「定住・交流人口の増加」「産業振興」の3つのプロジェクト化に向けて、市町村や事業者等と連携し、更に検討を進めてまいります。 なお、長野県駅の周辺整備については、飯田市において現在検討が進められており、伊那谷の魅力発信や地域における交流人口拡大の観点から、各種施設整備に係る検討が進められております。 県としては、飯田市のみならず伊那谷全体の振興の観点から、ご提言の趣旨を踏まえ、積極的に検討に参画してまいります。
(3) どの自治体においても、財政面から既存公共施設(箱物)の延命などが検討され、新設はもはやあぶく銭でも無い限り無理との流れになっています。 しかし、新たなインフラによって滞在人口を確保するには、都市部に負けない体育館・スポーツ施設やコンサート・イベントホールは必需品です。 現在南信に非常に少ないのが実状で	(160916_建設部リニア整備推進局) インフラ整備については、リニア中央新幹線の整備効果を広く県内に波及させるため、平成 39 年のリニア開業時までの効果発現を目指して、関連道路の整備を進めてまいります。

し。今日、地方都市等で行われる芸能人のイベントは、宿泊施設の不足、臨時列車の増発など、必ずと言う位課題が発生するほどの集客になっています。 県として、リニア新幹線開通を睨んで、この様な集客施設の在り方を検討されたい。	
１２．地方税・財政の確保	
(１) 市町村の新たな財政需要への対応	
「まち・ひと・しごと創生法」が 2014 年 11 月に公布、施行され「地方再生法」も改正されました。 地方財政計画の歳出に新たに創設された「まち・ひと・しごと創生事業費」の県内市町村の算定額を含め、普通交付税で補いきれない特別な財政需要は特別交付税で措置するとなっていますが、実態は交付税総額内で運用され地域別の特殊事情が的確に反映される制度となっています。 また医療、福祉分野の人材確保をはじめとするセーフティ・ネット対策の充実、農林水産業及び製造業等の振興、環境対策等、財政需要は今後増大することが見込まれています。 保育所運営など人口密度が低いため都市と状況が異なる等、普通交付税で補そくできない特別な財政需要については、本来特別交付税で措置されることとされていますが、一部しか具体的な措置額が明確になっておりません。実態として、交付税総額の中で運用されています。	
① 地方固有の財源である地方交付税総額を確保できるよう、県としても国へ働きかけられたい。	(160920_企画振興部) ① 地方交付税総額の確保は、地方が安定的な財政運営を行う上で非常に重要であると考えており、これまでも市長会、町村会等と共同して、国の施策並びに予算に対する要望及び地方財源の充実確保に関する要望の中で、国に要望してきているところです。 厳しい地方財政の状況を踏まえ、地方交付税総額が確保されるよう、引き続き国に要望してまいります。
① 長野県内の特殊事情を的確に把握し、市町村が継続した公共サービスを提供できるよう、県独自の政策・施策を検討されたい。	(160920_企画振興部) ○ 住民の暮らしに最も身近な市町村が、地域経営の主導的な役割を担い、主体的に自らの責任のもとで活力ある地域を創造していくべきであります。そのためには、地域経営を担いうる安定した行財政基盤の確立が不可欠であり、市町村は行財政基盤の強化に向けて、自主的・主体的な取組を行うことが必要です。 ○ こうしたことを踏まえつつ、県としては、これまでも小規模町村を中心に、財政状況等ヒアリングなど

	の行財政運営サポートや職員派遣といった支援を実施しているほか、市町村が地域の特色を活かして地方創生を推進できるよう、国の交付金に関する相談支援等を実施しています。 ○ また、昨年度、県・市町村等による「自治体間連携のあり方研究会」のとりまとめを行ったところですが、その中で、「行政サービスを持続的かつ効果的に提供していくためには、各市町村業務の効率化に加え、定住自立圏等の取組や広域連合による共同処理などの自治体間の連携をより一層推進することが有効である」としたことから、県は、市町村間や県・市町村間の連携に向けて必要な助言や支援を実施していくこととしています。 ○ こうした取組を通じ、市町村が、地域の実情を踏まえて効率的に行政サービスを提供できるよう支援してまいります。
1 3 . 県 行 政 機 構 の 改 革 計 画	
(1) 現地機関の統合再編	
県内各地域にある現地期間の統合再編に向けた議論がスタートし、行政機構審議会に諮問され、2017 年 4 月 1 日の再編に向けて、議論されています。 阿部知事は「地域重視の県政を進める」として、地方事務所の機能を強化することを公約に掲げておられます。 県として以下の要請内容に十分配慮し、遺漏ないように進められたい。	
① 統合再編は、職員数の削減を目的とするのではなく、県民サービス向上、それぞれの地域性、市町村との連携を重視すべく、県民の声はもとより、県職員の意見や市町村との調整もはかるなかで、役割や権限を拡大した総合的な組織となるよう議論されたい。	(160921_総務部行政改革課) 現地機関の組織体制については、行政機構審議会からの答申を受け、9 月 15 日に 県の実施案を決定したところです。 人口減少や少子高齢化時代の到来により、地域社会の維持・活性化のためには、県民に身近な現地機関が一丸となり、現場で生じている課題や県民ニーズを発見・把握し、スピード感をもって主体的・積極的に地域課題の解決に当たる組織体制への見直しが求められています。 このため、現場の最前線で責任をもって地域課題に向き合う現地機関として、地方事務所に代わり、知事・副知事に直結する現地機関として地域振興局を設置し、複数の現地機関が関係する横断的な課題の解決に向け、必要な予算、人員、権限等を確保してまいります。 県の人口減少は避けられない中で、限られた人員で効率よく県政課題に対応することはもとより当然ではありますが、今回の見直しは人員削減ありきのものではありません。 現在、実施案の県民意見募集を行っており、こうした御意見を反映させつつ、来年4月の組織改正に向け

	て準備を進めてまいります。
(2) NPO育成に係わる取り組みの促進について	
県は、2011 年より、国の「新しい公共支援事業」の創設に伴い「新しい公共支援事業の実施に関するガイドライン」に即して、長野県で実施する、新しい公共支援・推進事業を適正に推進するため「県民協働を進める信州円卓会議」を設置し、取り組み方針等について協議を進めてきました。 その成果の一つとして、県では、2013 年3月に「信州協働推進ビジョン」を策定し、NPOのみならず多様な民間主体との協働の実践に取り組んでいます。 一方、2012 年3月に策定した「長野県行政・財政改革方針」において、取り組みの5つの柱の一番目に「県民参加と協働の推進」を掲げました。 県民、地縁組織を含むNPO、民間企業、市町村など地域社会を構成する主体と対話を重ねながら、「新しい公共」を共に創り出すとともに、課題解決に当ることにより、県民サービスの質の向上を図ることとしています。 県の行政組織においては、従前「企画部県民協働・NPO課」を設置していましたが、現在は県民文化部県民協働課として位置づけられています。また各地方事務所においては、地域政策課県民生活係を窓口としています。 長野県内においては、2016 年7月現在 988 のNPO法人が活動しており、うち半分以上の 610 法人が医療・福祉関係の活動目的を有する団体となっています。また、NPO法人の多くが、小規模法人であり、脆弱な財政基盤の中活動しています。	
① NPOを運営する人々の専門的能力の向上に力を注ぎ、NPO経営の強化を図りたい。 ② 保健・医療・福祉関係の活動目的を有しているNPO法人については、法人数が全体の6割以上を占めている実態を考慮し、育成方針を定めて経営の強化を図られたい。	(161004_県民文化部県民協働課) 地域や社会の課題を解決するために、県民、NPO、企業など多様な主体が、共に助け合い、支え合う共助の精神で活動することが重要です。 中でも、非営利を目的として活動しているNPOは、その中心的役割を担う存在として期待されているところです。 そのため、県では、NPOの運営力の向上を図るため、NPO運営セミナーを開催し、会計・税務に関する個別相談会や労務管理、登記に関する講座などを実施しています。 今後も、NPOが共助社会の担い手として活躍できるよう、NPOの要望もお聞きしながら、運営セミナーの内容の充実にも努めてまいります。 また、NPO活動を財政面、人材面から支援するため、県では、寄附募集サイト「長野県みらいベース」及び人材マッチングサイト「長野県プロボノベース」を構築し、それぞれ、平成 25 年4月及び本年6月から運用を開始しています。 いずれも、特定非営利活動法人長野県みらい基金が運用しており、長野県みらいベースへは、平成 28 年3月末までに累計で約 21,500 千円の寄附が寄せられています。

	長野県プロボノベースは、専門的知識や技能をもつボランティアとNPOとのマッチングを行うものであり、これまで2件のマッチングが成立しています。 今後も、これらのサイトを通じて、財政面及び人材面からNPO活動を支援してまいります。
14. TPP協定・農業振興	
(1) 環太平洋パートナーシップ協定(TPP)について	
今年2月4日、TPP交渉参加12カ国は、ニュージーランドにおいてTPP協定に署名し、TPPの協定文が確定しました。これに対し連合では、「昨年10月の大筋合意以降、政府には国民への適切な情報開示と説明を求められてきたが、協定内容についての国民への理解や、影響に関する不安・懸念の払拭に向けた政府の取り組みは不十分である。」との談話を発表したところです。 TPPは、幅広い分野に影響を及ぼす可能性があります。政府には、国民生活に影響を及ぼす懸念事項、とりわけ食料・農林水産分野、食の安全・安心など安心社会の基盤となる重要事項について十分な対策を講じることが求められています。 県としても国に対し、影響の出る分野とそれへの対応策について十分な情報開示を求め、県民生活に影響を及ぼす懸念事項とその対策について精査し、万全の方策を講じるよう求めます。	(160920_企画振興部) 国（内閣官房 TPP政府対策本部）ではホームページ上において、TPP協定の本文、交渉結果、分野別Q&Aなど多様な観点からの情報を公開しています。 また、都道府県担当者や農業関係者等を対象に、これまで複数回の説明が行われ、TPP関連政策大綱や経済効果分析についての詳細や今後の方向性が逐次示されてきたところです。 しかしながら、TPP協定は世界のGDPの約4割という巨大な経済圏を構築する試みであり、今後県民生活への影響が明らかになることも想定されることから、引き続き国に対しては、周辺状況の進展に応じ更なる情報開示を求めてまいります。 県では本年2月8日に「TPPに係る農林業分野対応方針」を定め、TPPの影響に対する県民の不安を払拭するとともに園芸・米・畜産・林業等の体質強化に向け、具体的な取組を進めているところです。 今後とも国の対策を最大限に活用し、関税引き下げ対象農作物への影響緩和や県内農業の競争力強化と活力ある農村づくりなどを進めるとともに、必要に応じ県独自の対策も講じてまいります。 (160920_農政部農業政策課) 国ではホームページ上において、TPP協定の本文、交渉結果、分野別Q&Aなど多様な観点からの情報を公開しています。 また、都道府県担当者や農業関係者等を対象に、これまで複数回の説明が行われ、TPP関連政策大綱や経済効果分析についての詳細や今後の方向性が逐次示されてきたところです。 しかしながら、TPP協定は世界のGDPの約4割という巨大な経済圏を構築する試みであり、今後県民生活への影響が明らかになることも想定されることから、引き続き国に対しては、周辺状況の進展に応じ更なる情報開示を求めてまいります。 県では本年2月8日に「TPPに係る農林業分野対応方針」を定め、TPPの影響に対する県民の不安を

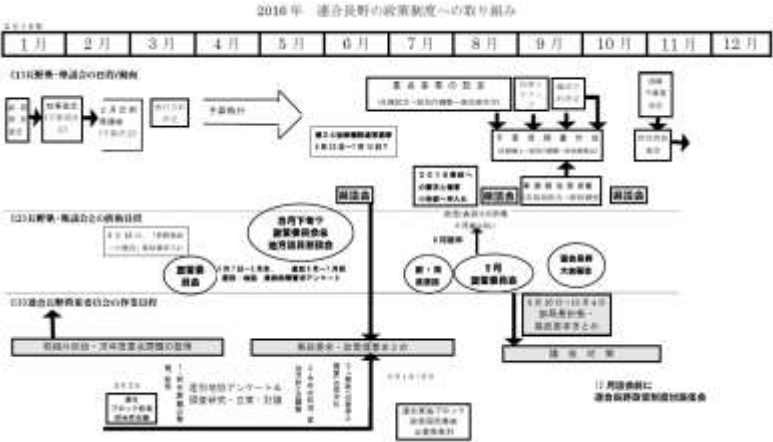
	払拭するとともに、園芸・米・畜産・林業等の体質強化に向け、具体的な取組を進めているところです。 今後とも、国の対策を最大限に活用し、関税引き下げ対象農作物への影響緩和や県内農業の競争力強化と活力ある農村づくりなどを進めるとともに、必要に応じ県独自の対策を講じてまいります。
(2) 食料自給率の向上と農林水産業の産業基盤の強化・育成	
① 食料自給力の向上に向け、国産食品の消費拡大を推進するとともに、農林水産業の担い手を確保・育成しつつ、安定した生産活動の維持・発展、競争力強化に資する経営基盤の体質強化をはかられたい。	(160920_農政部農業政策課) 本県の食と農業・農村の振興に向け、持続可能な農業・農村を創造していくため、将来の目指すべき姿とそれを実現するための施策を総合的かつ計画的に推進するため「第2期長野県食と農業農村振興計画」を策定しており、本計画に基づき各取組を進めています。 国産食品の消費拡大については、厳選された県産農畜産物を、統一ブランド「おいしい信州ふーど(風土)」として広く県内外に発信しており、県産農産物に造詣が深く、強力な発信力を有する「おいしい信州ふーど(風土)」大使・公使との連携による情報発信活動や、商談会・PR イベントの開催等により、県産農畜産物の消費拡大を推進しています。 また、農産物の地産地消を促進するため、「おいしい信州ふーど(風土)」を食べよう！育てよう！地産地消キャンペーンを協賛企業とともに進め、取組の啓発に努めております。 加えて今年度からは、県内(地域)で消費する食材について、地域資源を徹底的に活用し県民自らが県内(地域)で生産することにより、地域経済循環の拡大を図る、「食の地産地消」の取組を進めており、生産者と実需者のマッチング交流会の開催や、今年度下半期の県統一広報テーマとしての啓発などにより、宿泊施設や飲食店、学校給食、加工食品等において活用する農畜産物の県外産から信州産オリジナル食材等への「置き換え」を推進しています。 担い手の確保・育成では、「新規就農里親支援制度」を始めとして、就農相談から経営発展までの各段階に応じたきめ細かな対策を実施しているほか、今年度からは果樹の新規就農希望者を対象として、樹園地整備を支援する「果樹経営起業準備支援事業」を創設しています。 本県農業の担い手が攻めの農業を展開するための体質強化に向けては、「産地パワーアップ事業」等を活用し、集出荷・生産施設の整備を支援しています。
② 科学的根拠にもとづき、生産地から食卓にわたる食品の安全性の確保・品質	(160920_農政部 農業政策課 農業技術課) 県では、安全で新鮮な農作物を消費者に供給するため、農薬の適正使用やコールドチェーンの整備等を推

管理の徹底をはかるとともに、消費者に対する適切な情報提供を実施された	い。 進んでいます。 また、県保健福祉事務所・環境保全研究所において、県内で流通する農産物を対象に残留農薬を検査しており、昨年度 194 検体（国産 112、外国産 82）を検査した結果、残留基準値を超過した検体はありませんでした。なお、この結果は県ホームページで公表されております。 今後も食品の安全性の確保・品質管理の一層の徹底を図るため、農産物の生産履歴の記帳や農薬の適正使用を研修会や広報活動等を実施し周知徹底するとともに、予冷库等の整備を支援してまいります。 また、食品表示については、食品販売業者に対する巡回調査を行い、生鮮食品等の原材料名、原産地など、表示状況の監視と適正表示に向けた指導を行うとともに、関係機関とも連携し、製造業者、販売業者等に対する講習会等を開催し、食品表示制度に対する理解の促進を図っており、今後もこれら取組を推進してまいります。
(3) 地産地消の推進とさらなる食育の充実	
食育と地産地消の推進に向け、学校給食や公共・福祉施設における地場産の利用促進を図るため、具体的な実践方策が計画・実施されています。とりわけ、学校給食への県産農産物利用割合は 2015 年度の年間平均で 44.3%となり、前年度を 0.5 ポイント増加するなど確実に成果が出ています。 今後ともこの傾向を維持・発展させていくために、次のことを要請します。	
① 公共・福祉施設における地場産の利用促進を進められたい。	(160920_農政部農業政策課農産物マーケティング室) ○ 学校給食における県産農畜産物の利用を高めるため、教育委員会が実施する栄養士を対象とした研修会の開催に協力し、県産農産物への理解の醸成に努めています。 特に、県産鶏卵の活用については JA グループや学校給食会等とプロジェクトを組み、県外産の鶏卵を原料とした凍結液卵から、県産原料を用いた凍結液卵への転換を進めています。 これらの取組により、学校給食における県産農産物の利用割合は、2015 年度年間平均で 44.3%となり、学校現場における地産地消の重要性の理解が進んでいます。 ○ さらに、地域ごとに特色ある農畜産物について地域の多様な人々が連携し、「地域ぐるみ」で共有・発信する取組を促進するため、栽培の歴史やおいしさの理由、地域の文化を背景とした生産者の思いやこだわりなどをとりまとめた「物語」づくりを、昨年度に引き続いて進め、地域の農産物直売所や、ホテル・旅館等で積極的に活用いただき、消費者に対する情報発信の充実を図っております。 ○ また、ホテル・旅館等で活用する農畜産物を県外産から県内産へ「置き換え」を進める「食の“地消地

	産”」の取組を進めるため、品目別に生産振興を進めている協議会について相互連携を行う「連絡会」を組織し、品目セットでの利活用の促進を図っています。 また、観光関係者との連携により事業を促進するため、実需者・生産者の双方が参加しての「キックオフミーティング」の開催や産地見学会の開催などにより、信州デスティネーションキャンペーン（H28：プレキャンペーン）を契機としての「信州の山ごはん&地酒」と銘打った県産食材を活用したメニューづくりを進めております。 ○ 今後も、地域の農畜産物に対する理解を深めていただき、公共・福祉施設においても、地場産品の利活用を促進していただけるよう、引続きこれらの取組を効果的に進めてまいります。
② 学校での食育に携わる管理栄養士や教員のさらなるスキルアップを図り、食育を充実化させたい。	（160921_教育委員会事務局保健厚生課） ○ 学校給食に地場産物を活用することは、子どもたちが食材を通じて地域の自然や文化、産業等に関する理解を深めるとともに、それらの生産等に携わる人々の努力や食への感謝の念を育むなど、食育に大きな効果が期待できます。 ○ 県教育委員会としては、引き続き県農政部と連携して、学校給食における県産農産物の利用促進に取り組むとともに、学校給食で地場産物を活用する意義等を、食育推進の立場からさらに啓発していきたいと考えています。 ○ 栄養教諭や学校栄養職員の資質向上のため研修会を実施するとともに、学校教育活動全体で食育の推進に取り組む体制整備を進め、各学校が自ら作成する「食に関する指導の全体計画」に基づき、組織的かつ継続的、体系的な指導を実現するよう働きかけてまいります。 〈実施内容例〉 ➤ 研修会の実施（初任者：年間を通じ計画的に実施、経験者：3 日程度実施） ・食育の進め方、食に関する指導の年間計画、地場産物の活用、家庭・地域と連携した食育、等 ➤ 全栄養教諭・学校栄養職員を集めての研究協議会（10、11 月頃） ・食の指導に関して講演、実践発表 ・分科会「家庭科」、「保健体育」、「特別活動Ⅰ」、「特別活動Ⅱ」 ➤ 地場産物を活用した献立コンクールや調理講習会（共催、後援）

	〔主催：（公財）長野県学校給食会〕 ➤ 全国学校給食週間（1 / 24～30）に合わせた「学校給食フェア」の開催
（4）第2期長野県食と農業農村振興計画の実行について	
「長野県食と農業農村振興の県民条例」に基づく「第2期長野県食と農業農村振興計画」の実現に向け、「夢に挑戦する農業」「皆が暮らしたい農村」を基本方向とし「夢ある農業を实践する経営体の育成」など6つの柱に沿った施策が実行されています。農業者の高齢化、耕作放棄地の増加など、非常に厳しい情勢にある長野県農業を、将来が見える農業に発展させていくために、この振興計画には大きな期待がかけられています。 4年目をむかえたこの振興計画を進め、実現させるため、計画の達成指標の進捗状況や基本方向別施策の実施状況を毎年十分に把握し、すべての施策が確実に実践されるよう展開されたい。	（160920_農政部農業政策課） 「第2期長野県食と農業農村振興計画」の達成指標に対する進捗状況につきましては、条例により毎年、実施状況をとりまとめた年次報告書を作成し、議会に報告しています。 また、外部の有識者等で構成する長野県食と農業農村振興審議会を毎年開催し、目標の確実な達成に向けた助言や今後の施策への意見などもいただいているところです。 今後も、第2期長野県食と農業農村振興計画に掲げている全ての達成指標が確実に達成できるよう努めてまいります。

※ 2016 年政策委員会の取り組み日程



※ 9 月 16 日～10 月 4 日 部（局長）要請行動日程

部局	日 時	出席要請	（役職・敬称略）
健康福祉部	9 月 16 日（金） 9:00～10:00	自治労 飯田地協 男女平等参画委員会	松澤佳子（自治労県本部副委員長） 伊藤博之（三菱電機労組飯田分室） 岩崎恵子 根橋美津人 日比野誠 戸井田学久 神野志健二
林務部	9 月 16 日（金） 13:30～14:30	飯田地協 森林労連	伊藤博之（三菱電機労組飯田分室） 下條広道（中部森林労連書記長） 根橋美津人 日比野誠 岩崎恵子 神野志健二
建設部	9 月 16 日（金） 15:00～16:00	県建設労連 飯田地協	宮川信一（長野県建設労連書記長） 伊藤博之（三菱電機労組飯田分室） 根橋美津人 日比野誠

			岩崎恵子 神野志健二
農政部	9 月 20 日（火） 9:30～10:30	長野県農団労 長野県農団労	小林和雄（長野県農団労書記長） 荻原義邦（長野県農団労書記次長） 村山智彦 根橋美津人 岩崎恵子 戸井田学久 神野志健二
企画振興部	9 月 20 日（火） 13:00～14:00	飯田地協 私鉄県連 J R 総連 自治労 農団労 農団労	福沢克憲（飯田市職員労組） 若林茂（私鉄県連書記長） 杉村正樹（J R 東労総長野地本書記長） 西澤忠司（自治労県本部書記長） 小林和雄（長野県農団労書記長） 荻原義邦（長野県農団労書記次長） 村山智彦 根橋美津人 日比野誠 岩崎恵子 戸井田学久 神野志健二
産業労働部	9 月 21 日（水） 15:00～16:00	飯田地協 金属部門連絡会 最賃対策委員会 男女平等参画委員会	中島修司（多摩川精機労組） 山口正巳（電機連合長野地協事務局長） 岩崎恵子 松澤佳子（自治労長野県本部副委員長） 村山智彦 戸井田学久 神野志健二
教育委員会	9 月 21 日（水） 16:10～17:00	金属部門連絡会 県農団労 県農団労 県農団労	山口正巳（電機連合長野地協事務局長） 松澤佳子（自治労長野県本部副委員長） 小林和雄（長野県農団労書記長） 荻原義邦（長野県農団労書記次長） 村山智彦 日比野誠 岩崎恵子 戸井田学久 神野志健二
県民文化部	10 月 4 日（火） 15:00～16:00	全労金 男女平等参画委員会	友野卓磨（長野県全労組書記長） 松澤佳子（自治労長野県本部副委員長） 根橋美津人 日比野誠 岩崎恵子 戸井田学久 神野志健二

